

## 第2章 ひとり親家庭等の現状と課題

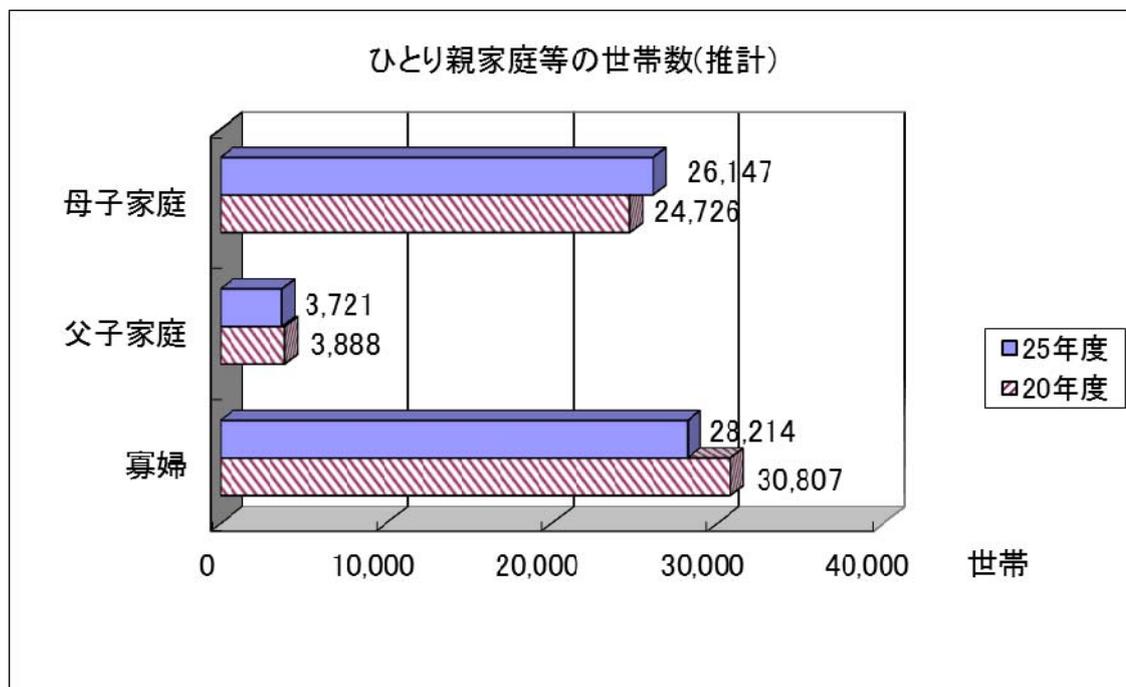
### 1 ひとり親家庭等の状況

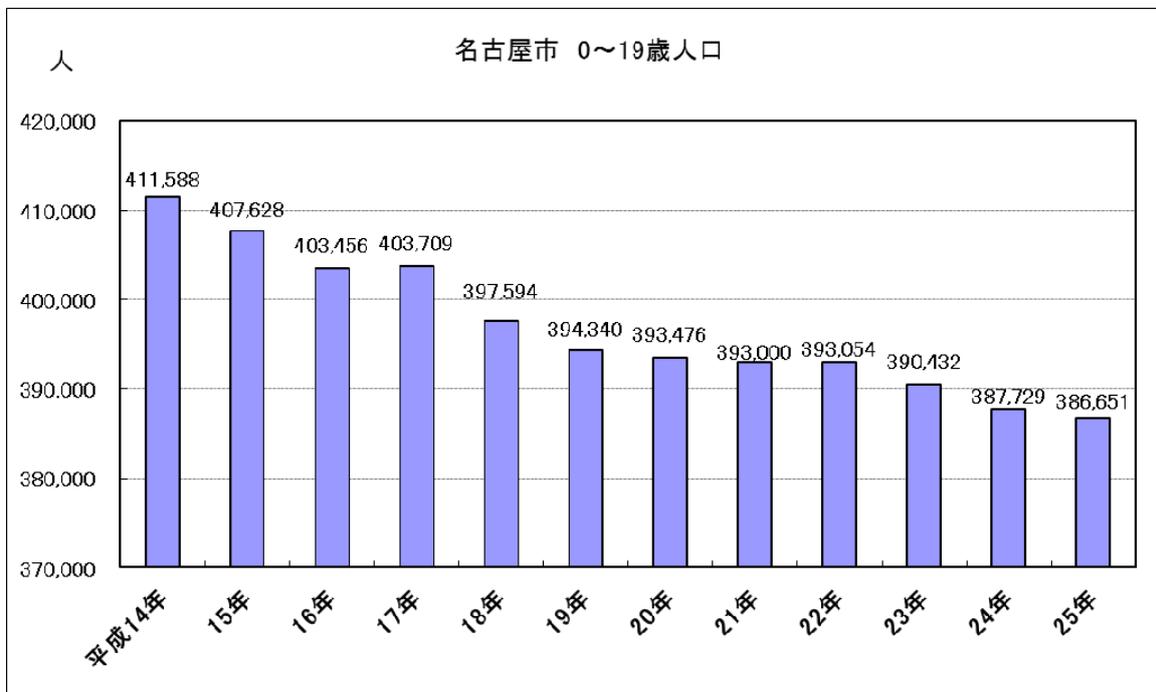
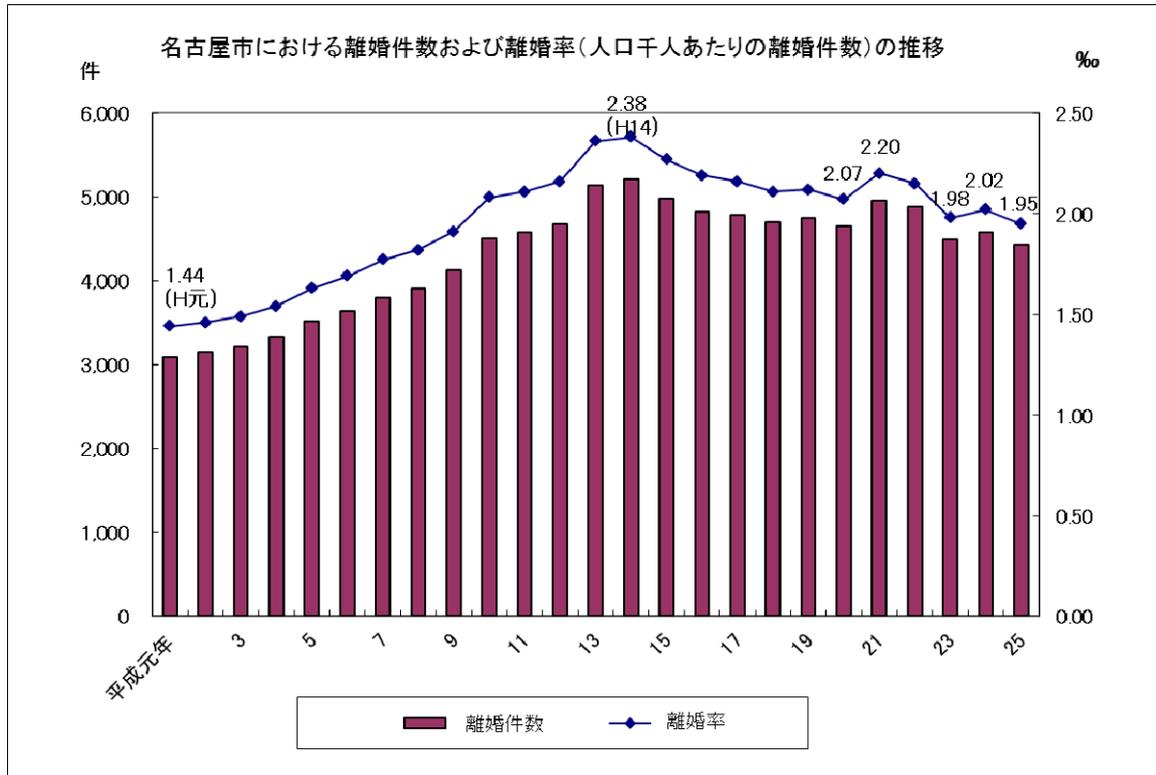
#### (1) ひとり親家庭等の世帯数（推計）の推移

本市におけるひとり親家庭等の世帯数（推計）は、調査を始めた昭和53年度以降一貫して増え続けてきましたが、平成20年9月に実施した「名古屋市ひとり親世帯等実態調査（以下「実態調査」と言います。）」では、母子家庭、父子家庭、寡婦いずれも減少していました。平成25年9月に実施した実態調査では、平成20年度と比べ、父子家庭は、167世帯、寡婦は2,593世帯減少していますが、母子家庭は1,421世帯増加しました。

人口動態調査によると、本市における離婚率は、平成元年以降増加を続けていましたが、平成14年度の2.38%をピークに減少傾向に転じ、平成25年度では、1.95%となっています。実数でみると、ピークである平成14年には5,206件であるのに対し、平成25年には4,430件となっています。

また、市内の20歳未満の子どもの数は年々減り続けており、平成14年10月1日現在では411,588人でしたが、平成25年同月には386,651人となっています。



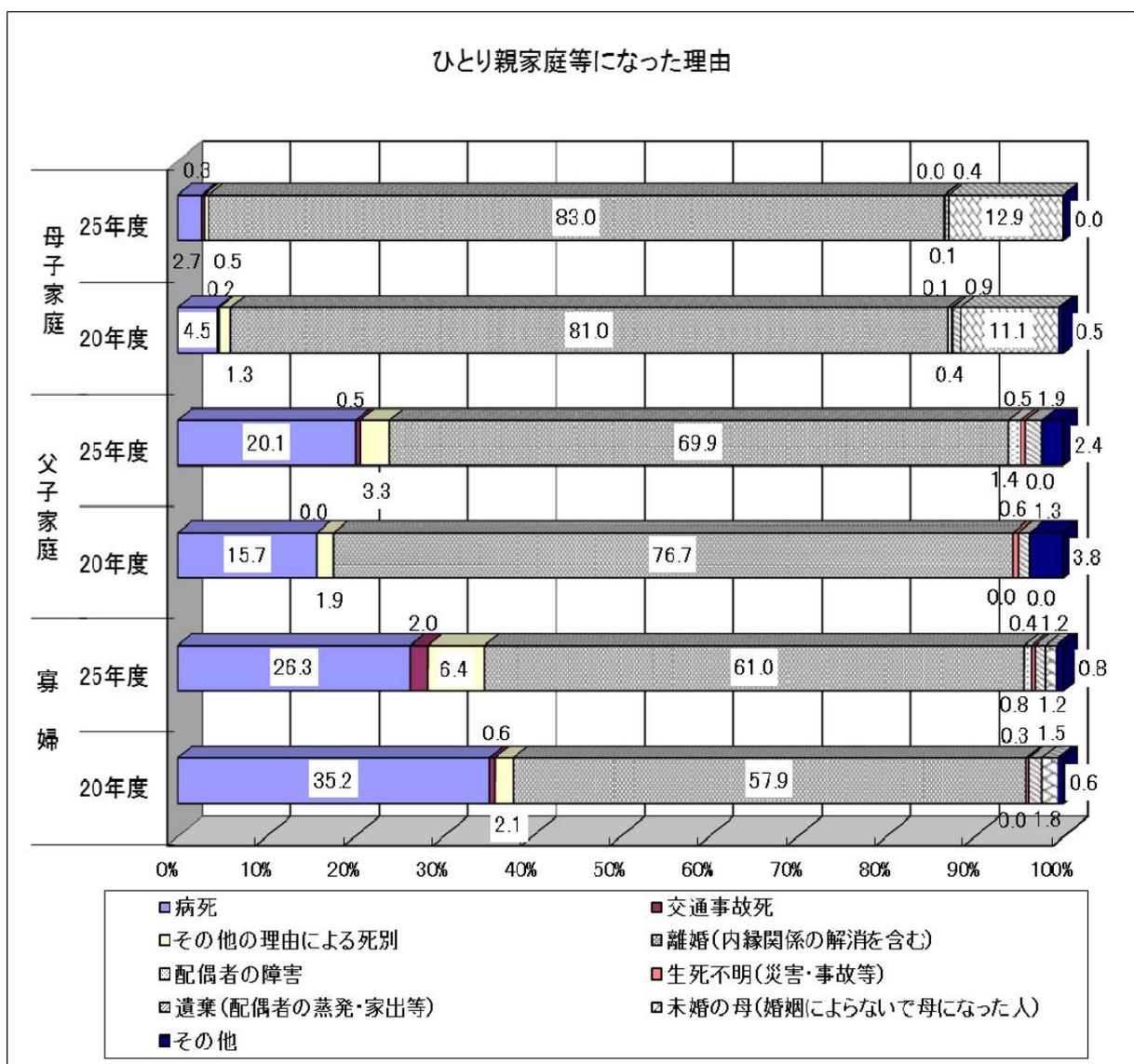


## (2) ひとり親家庭等になった理由

ひとり親家庭等になった理由は、「離婚」の占める割合が最も多く、母子家庭 83.0%、父子家庭 69.9%、寡婦 61.0%となっており、平成 20 年 9 月に実施した実態調査（以下「前回調査」と言います。）と比較すると母子家庭が 2.0%、寡婦が 3.1%高く、父子家庭が 6.8%低くなっています。

母子家庭においては、「未婚の母」が 11.1%から 12.9%に増加し、「死別」は 6.0%から 3.5%と低くなっています。平成 15 年度の実態調査の結果（未婚 8.2%、死別 10.0%）と比較すると「未婚の母」の割合が増え、「死別」の割合が減る傾向が続いていることが分かります。

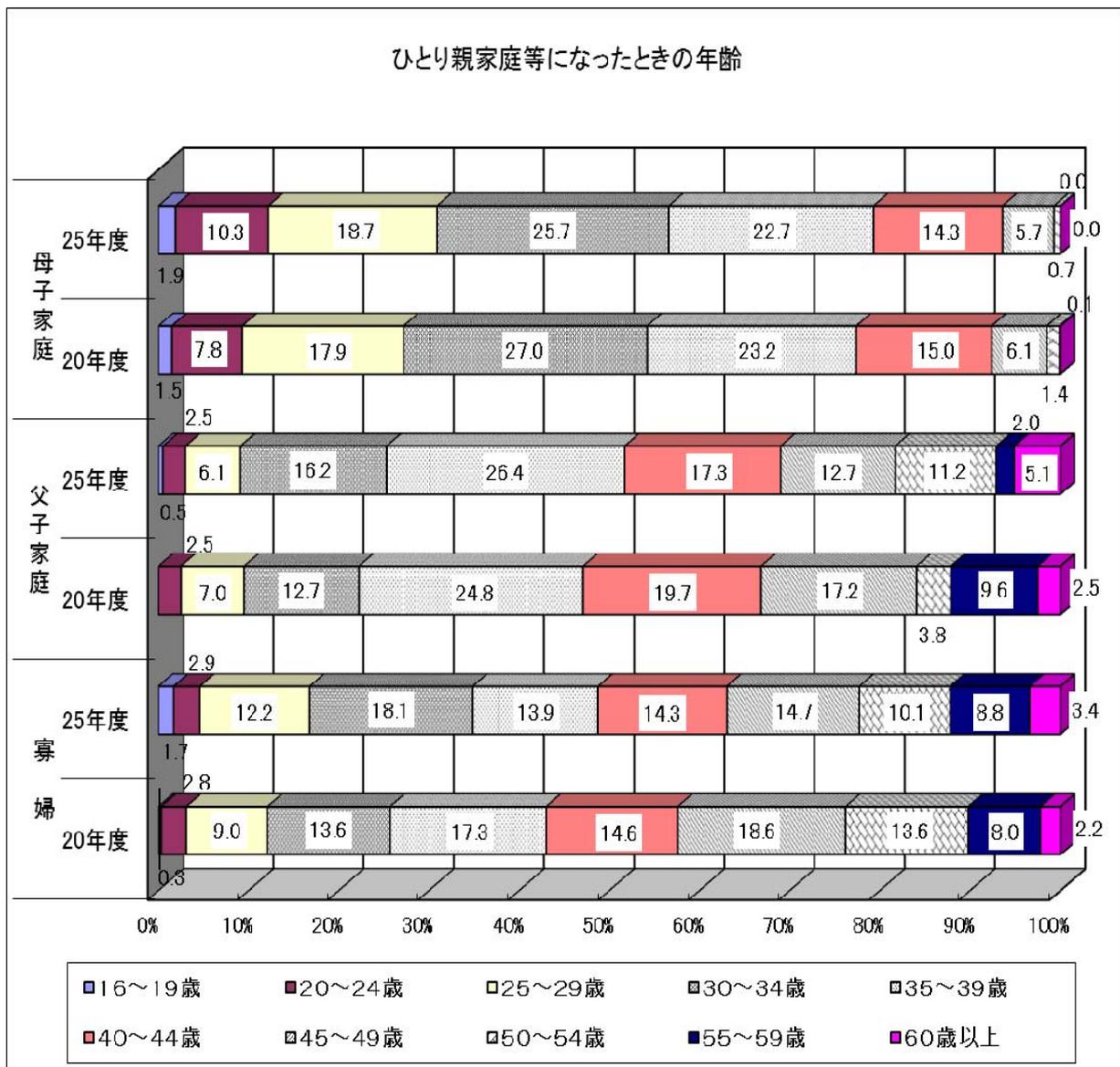
一方、父子家庭においては、「死別」が 17.6%から 23.9%に増加しています。



(3) 母等の年齢など

ひとり親家庭になったときの母等の年齢は、30代の占める割合が母子家庭で48.4%、父子家庭の42.6%と高くなっています。また、母子家庭では前回調査と比べ10代及び20代前半の割合が増えています。10代の61.5%、20代前半の31.0%が、ひとり親家庭になった理由が「未婚の母」となっています。

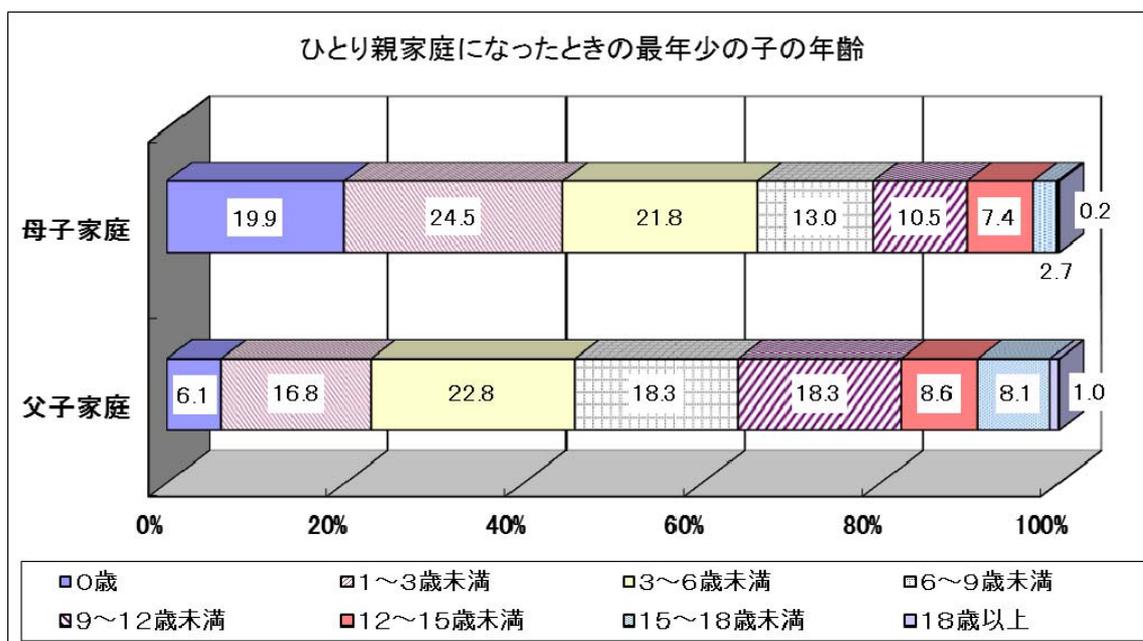
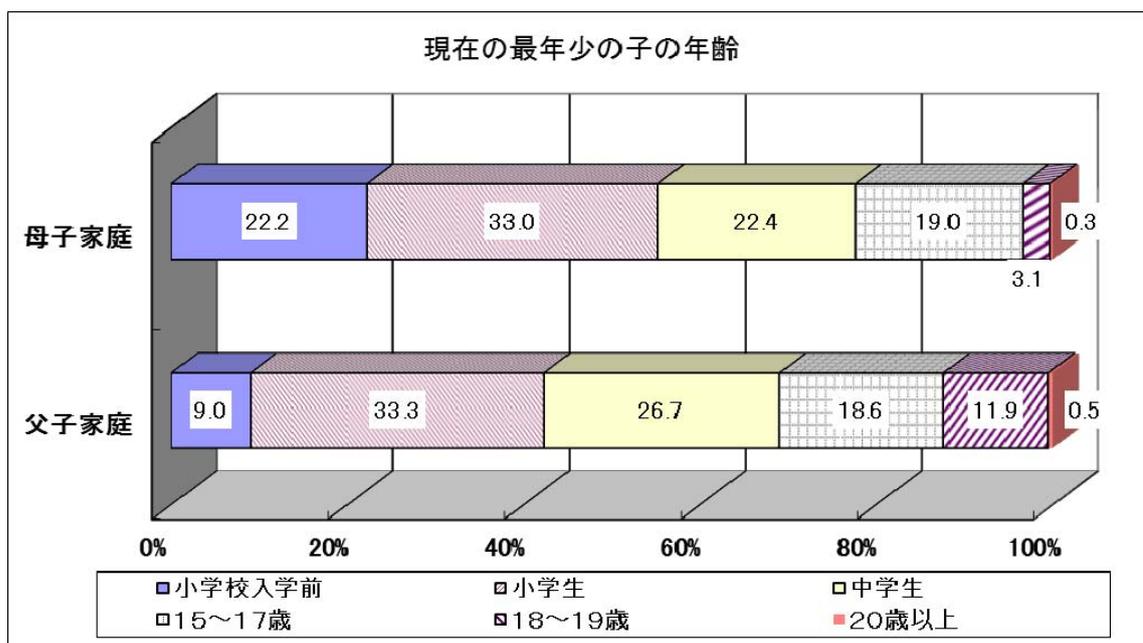
調査時点の平均年齢は母子家庭が40.0歳、父子家庭が46.7歳、寡婦が56.6歳でした。



#### (4) 子どもの数と年齢

ひとり親家庭における子どもの平均人数は、前回調査に比べ母子家庭では1.74人とかわらず、父子家庭では1.92人と、若干減少しています。調査時点の小学生以下の子どもがいる家庭は、母子家庭が55.2%、父子家庭が42.3%と、父子家庭に比べ母子家庭の割合が高くなっています。

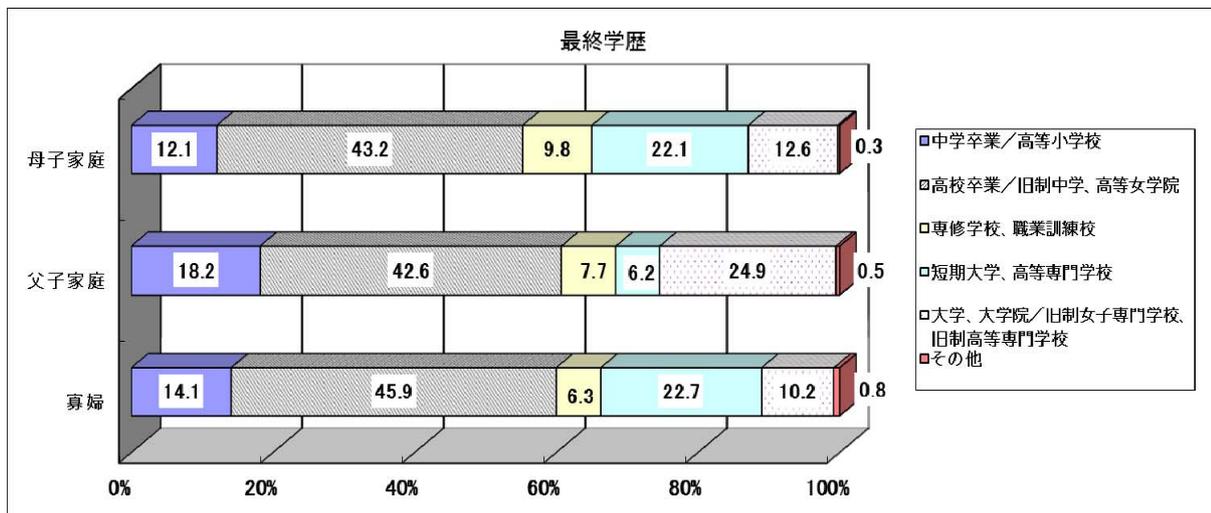
ひとり親家庭になったときの最年少の子が6歳未満であった割合は、母子家庭で66.2%、父子家庭で45.7%であり、前回調査（母子60.3%、父子38.8%）に比べ高くなっています。



### (5) 母等の最終学歴

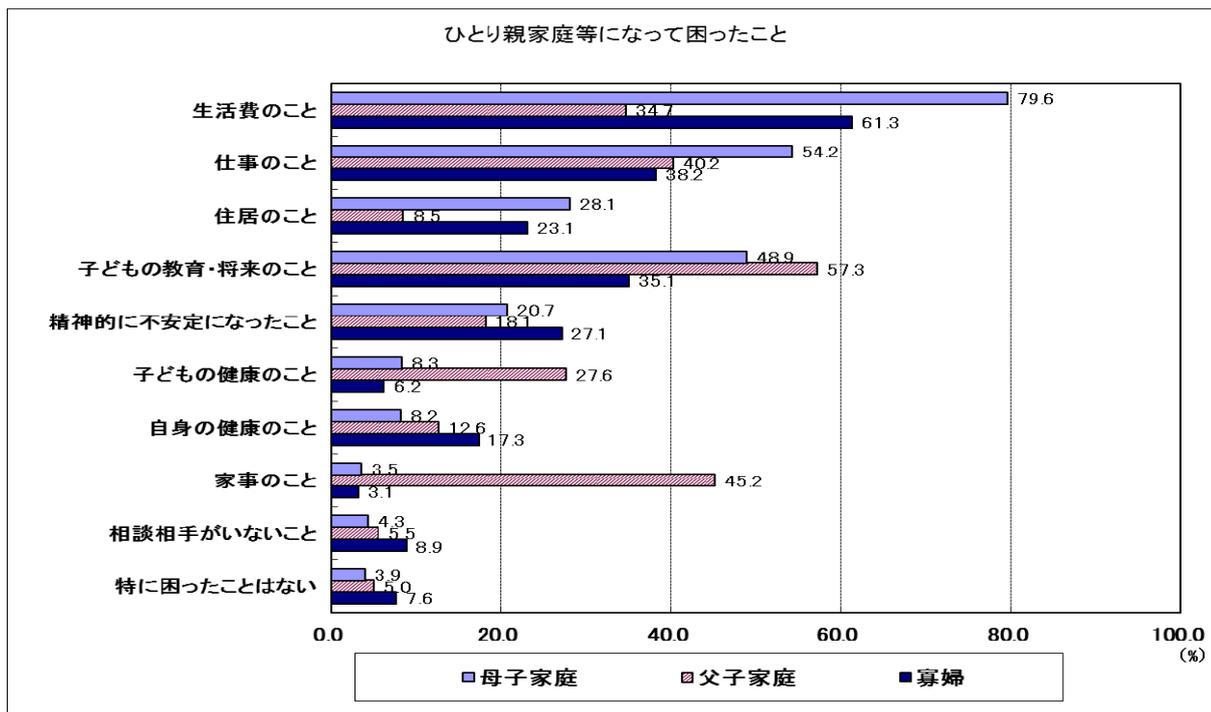
ひとり親家庭の母等の最終学歴は、母子家庭、父子家庭、寡婦のいずれにおいても「高校卒業」が最も多く、次いで、母子家庭及び寡婦では「短期大学等卒業」、父子家庭では「大学等卒業」の順となっています。

最終学歴が、「中学卒業」については、母子家庭は12.1%、父子家庭は18.2%、寡婦は14.1%となっています。

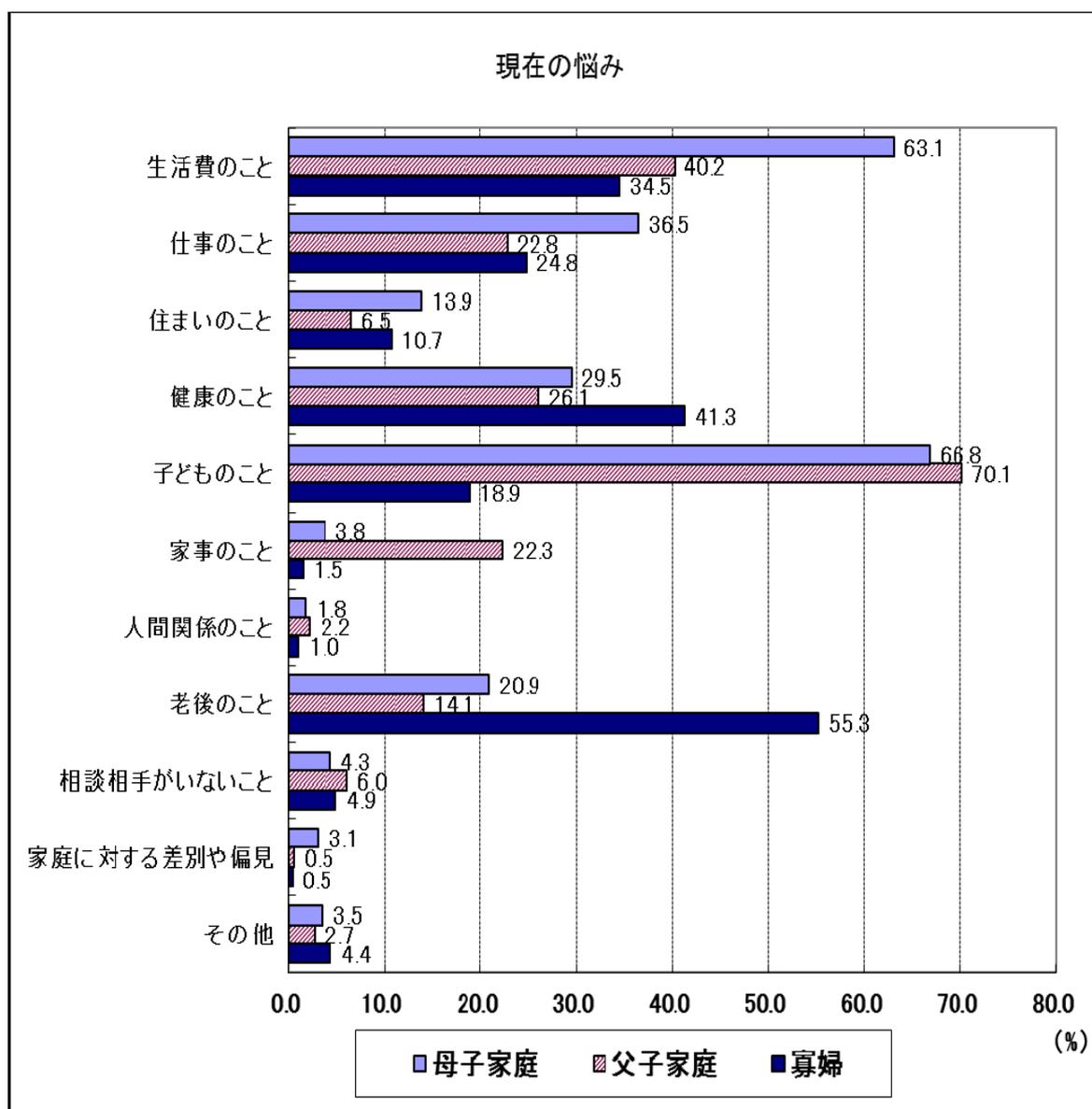


### (6) ひとり親家庭等の悩み (なった当時と現在)

ひとり親家庭になった当時に困ったこととして、「生活費のこと」をあげている方は、母子家庭で79.6%、父子家庭で34.7%、寡婦世帯で61.3%と高い割合になっています。「子どもの教育・将来のこと」は、母子家庭、父子家庭ともに上位にあがっています。それ以外では、母子家庭が「仕事のこと」を、父子家庭では「家事のこと」をあげる方が多くなっています。



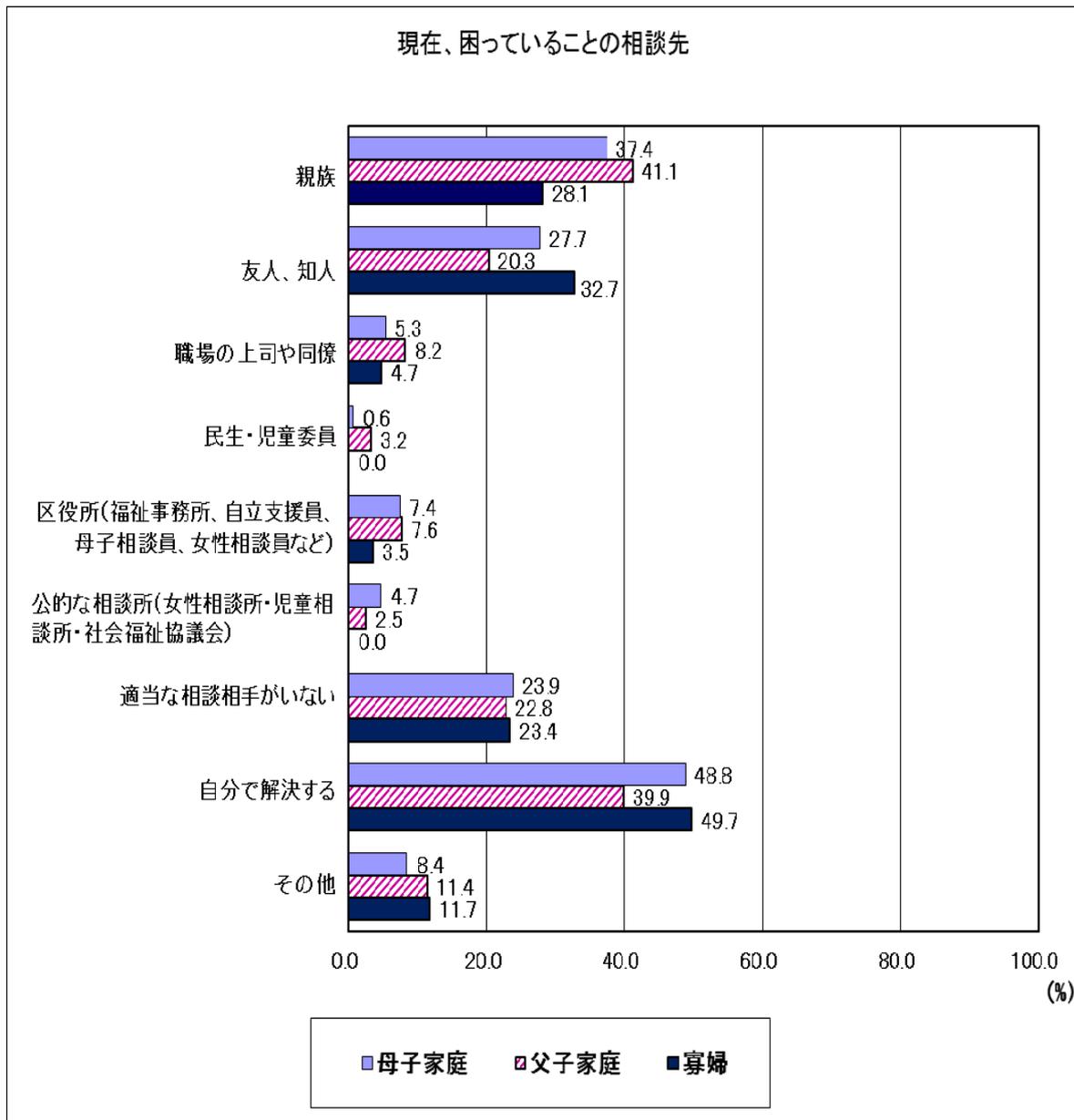
現在の悩みとしては、「子どものこと」について悩む方の割合が、前回調査に比べ母子家庭が56.4%から66.8%に、父子家庭が60.2%から70.1%に増えて最も高くなっています。それ以外では「生活費のこと」、「仕事のこと」が上位にあがっていますが、父子家庭では、「家事のこと」の割合が母子家庭や寡婦に比べ非常に高くなっています。寡婦では「老後のこと」や「健康のこと」を悩む割合が高くなっています。



(7) 相談相手

悩みの相談相手については、「適当な相談相手がない」と回答した方は母子家庭が23.9%、父子家庭が22.8%、寡婦が23.4%となっています。

また「自分で解決する」と回答した方も、母子家庭が48.8%、父子家庭が39.9%、寡婦が49.7%となっています。

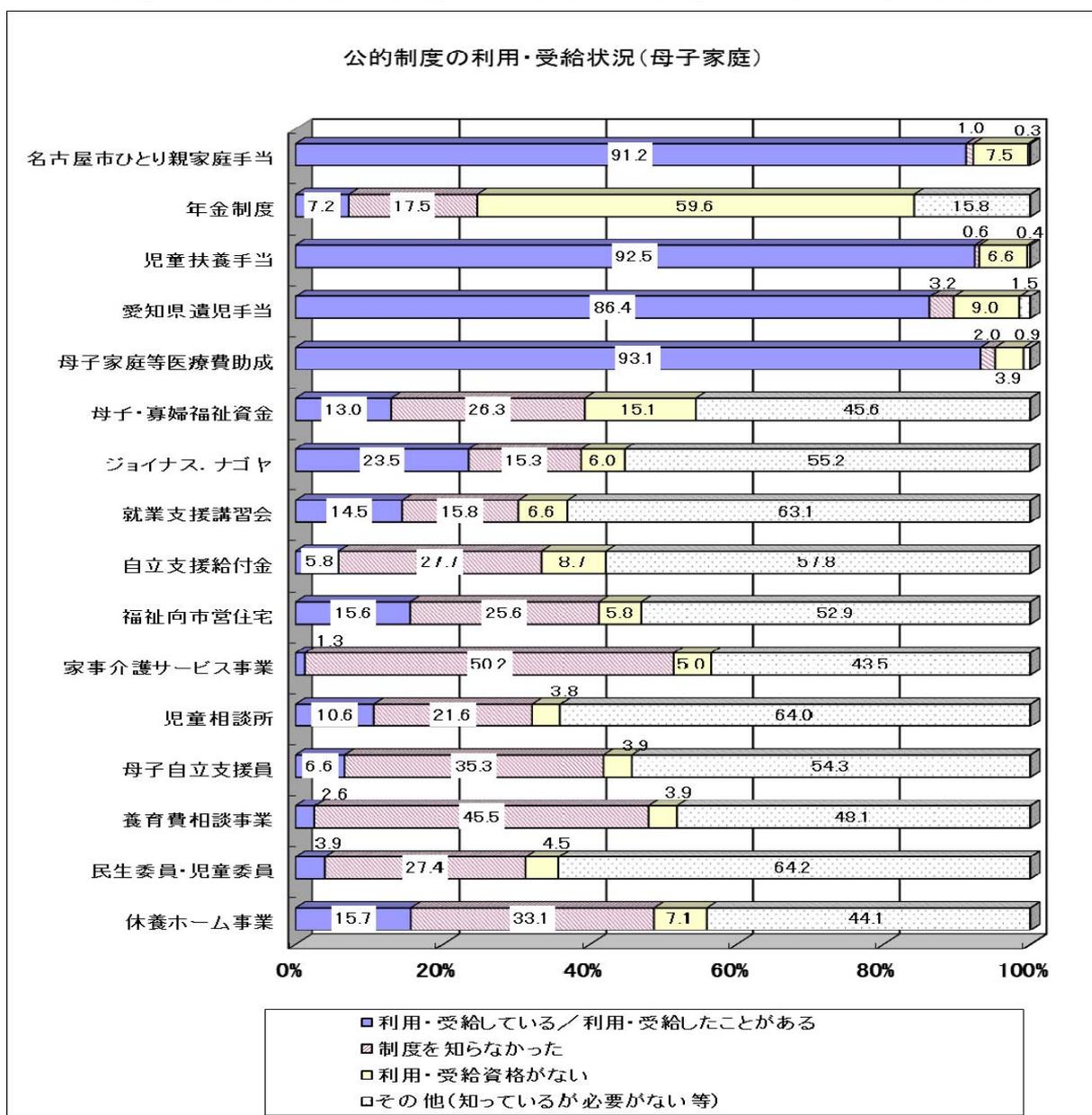


(8) 公的制度の利用・受給状況等

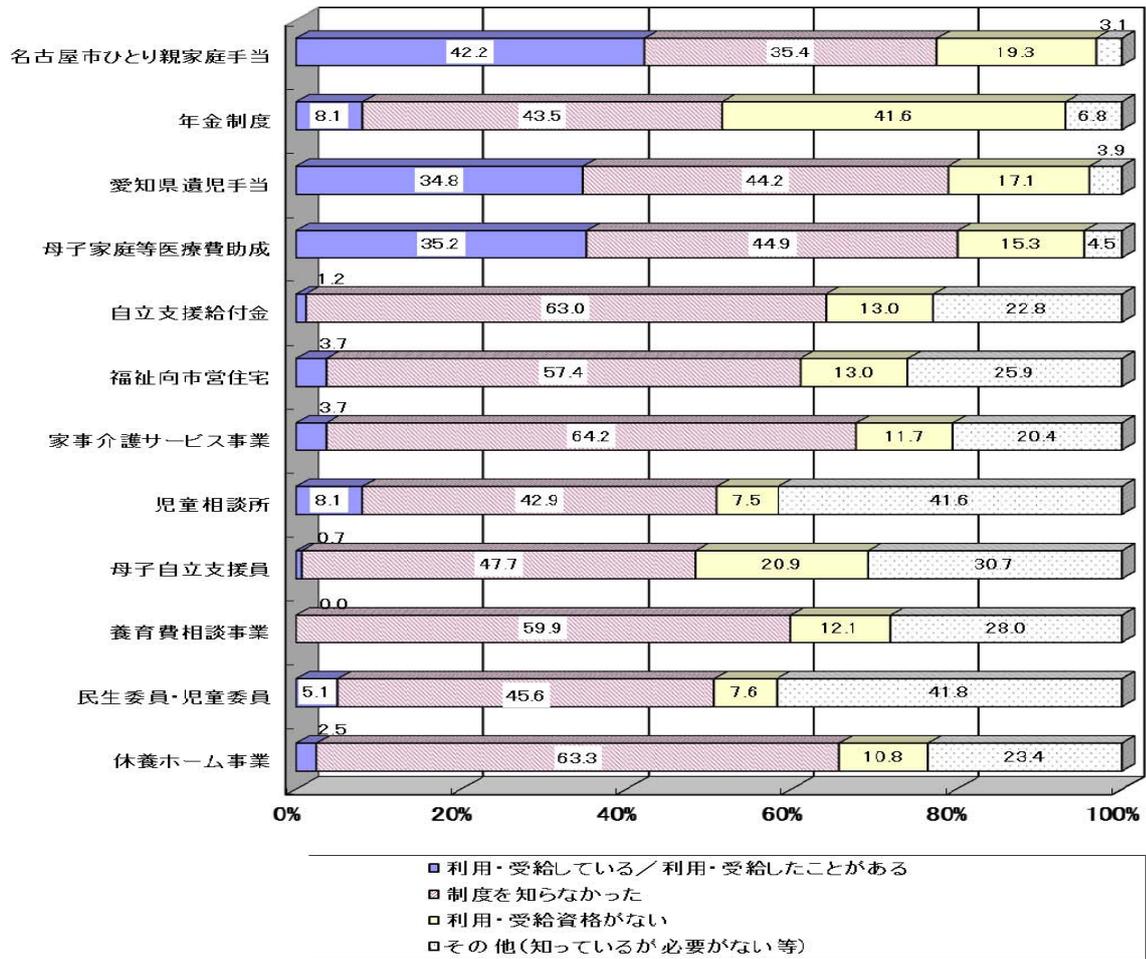
公的制度の利用・受給状況については、母子家庭ではひとり親世帯対象の手当や医療費助成などは、対象となる世帯には100%近く利用・受給されていますが、制度を知らなかったことを理由に利用率が低い事業として、「家事介護サービス事業」が50.2%、「養育費相談事業」が45.5%となっています。

父子家庭では、母子家庭と比較すると全体的に事業の利用・受給状況は低い状態にあります。「制度を知らなかった」と回答している方の割合は、前回調査と比べれば減ってはいるものの、母子家庭と比べると全体的に高くなっています。寡婦も父子家庭と同様、「制度を知らなかった」と回答している方の割合が高くなっています。

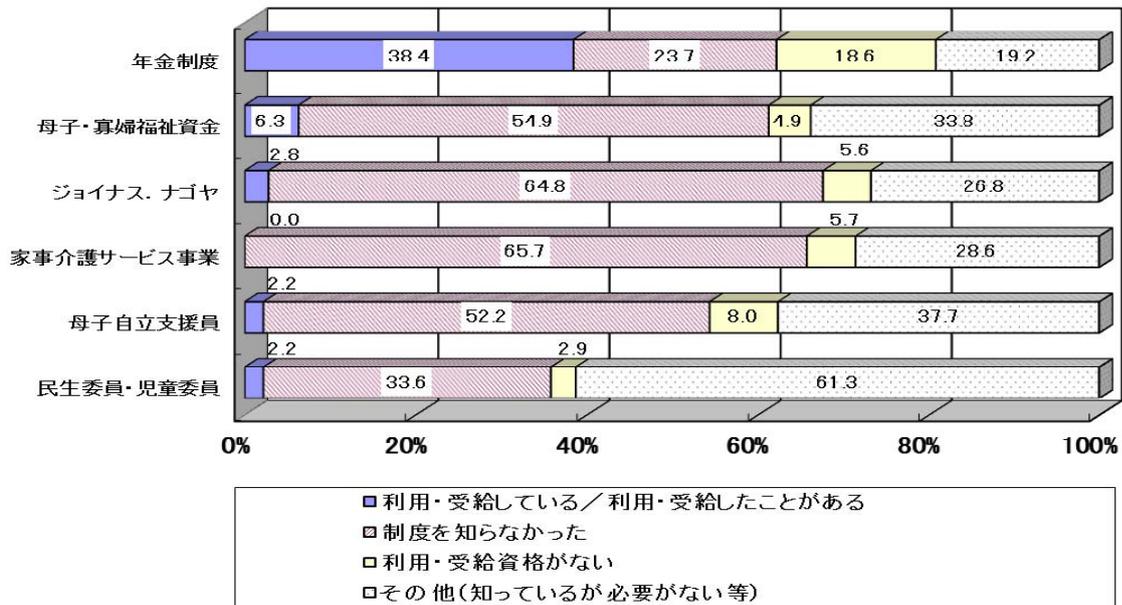
また、本市の施策で期待することは、母子家庭及び父子家庭はともに「相談事業の充実」、「経済的支援の充実」、「子どもの学習・教育支援」、寡婦は「相談事業の充実」、「経済的支援の充実」、「住宅対策の充実」の順となっています。



公的制度の利用・受給状況(父子家庭)



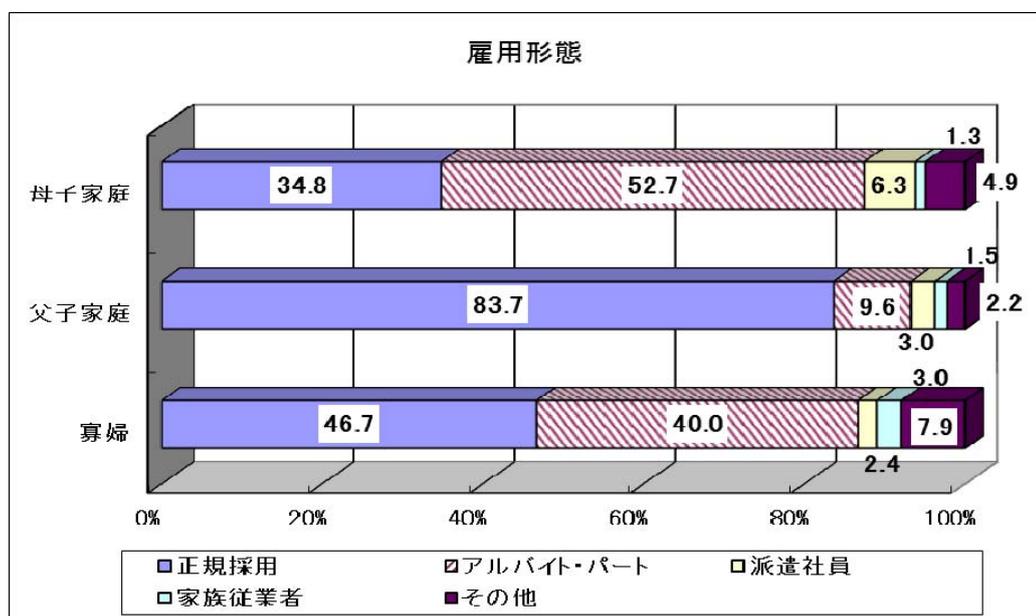
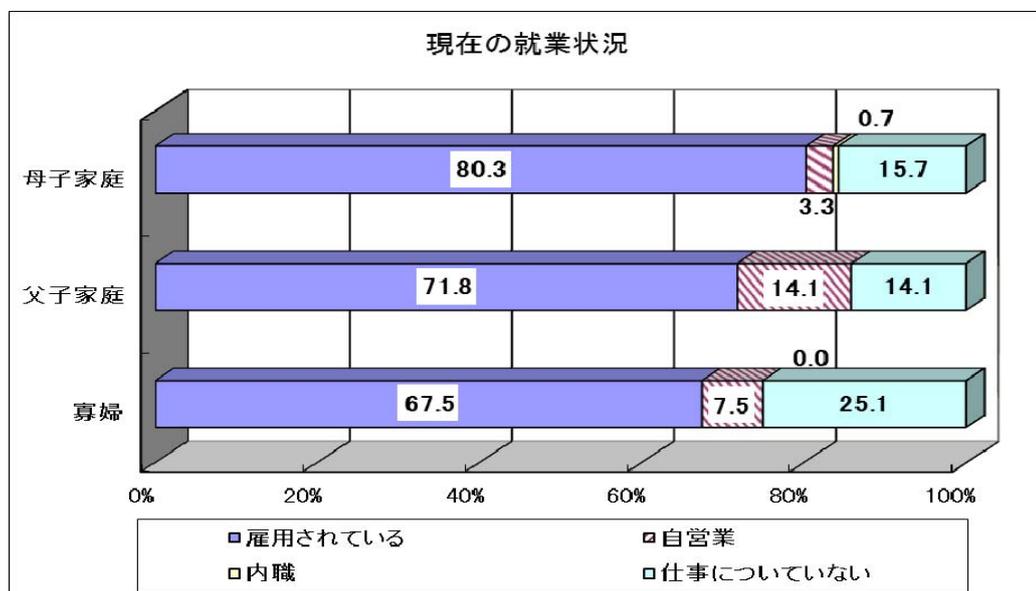
公的制度の利用・受給状況(寡婦)



## 2 就業の状況

### (1) 現在の就業状況

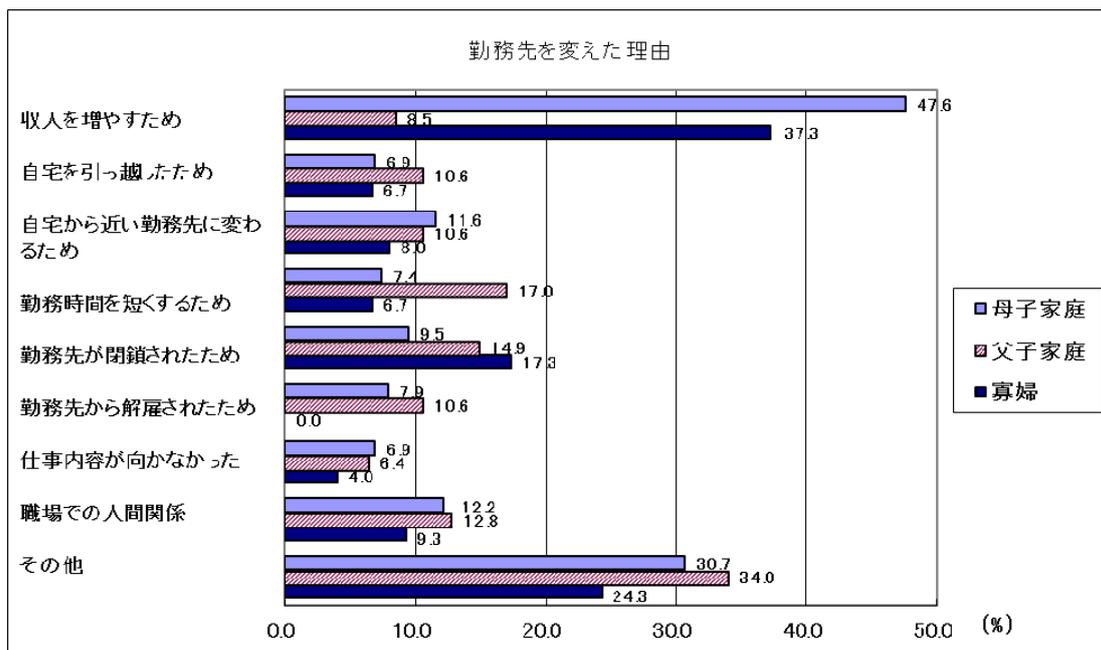
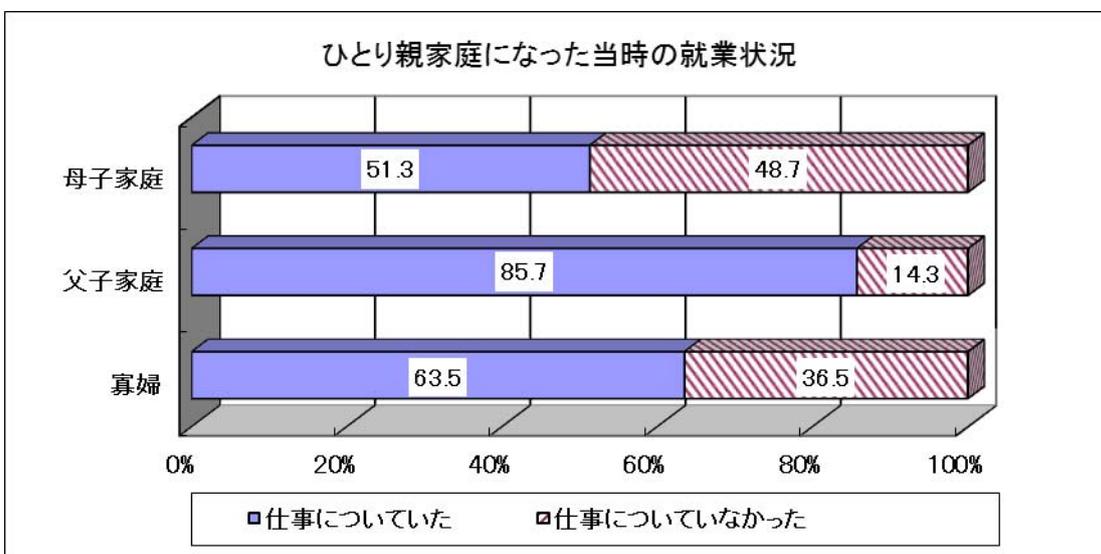
調査時点でのひとり親家庭の母等の就業率は、母子家庭で 84.3%、父子家庭では 85.9%、寡婦では 75.0%となっています。本市が平成 25 年度に子育て家庭を対象として実施した「子ども・子育て家庭意識・生活実態調査」によれば、18 歳未満の子どもがいる家庭において母親が就業している割合は 54.1%となっており、母子家庭の母親が生活のために働き手となっている現状が分かります。また、雇用されている方のうち正規雇用の割合は父子家庭が 83.7%であるのに対し、母子家庭は 34.8%、寡婦は 46.7%となっており、いずれも前回調査（母子 39.4%、父子 88.5%、寡婦 48.5%）から減少しています。



(2) ひとり親家庭等になった当時の就業状況

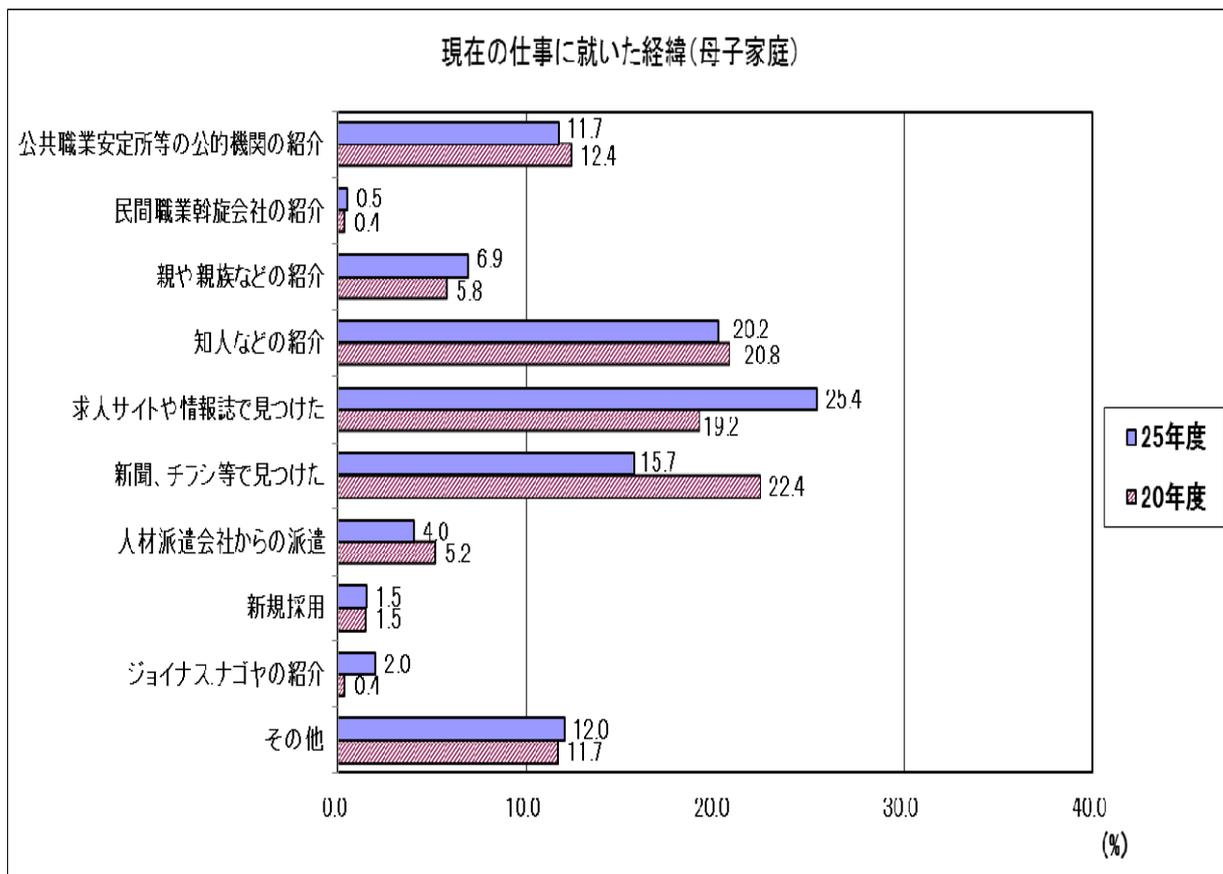
母子家庭になった当時の就業状況について、「仕事についていた」は51.3%となっており、現在の母子家庭の就業率（84.3%）と比べ、3割以上低くなっています。父子家庭の就業率は85.7%で、これは現在の就業率（85.9%）とほぼ同じです。

ひとり親家庭になる以前から就いていた仕事を継続している方の割合は、母子家庭では41.4%、父子家庭では68.7%、寡婦では44.7%となっています。勤務先や雇用形態を変えた方の理由としては、母子家庭では「収入を増やすため」が47.6%と突出しており、父子家庭においては、「勤務時間を短くするため」が多く（17.0%）なっています。



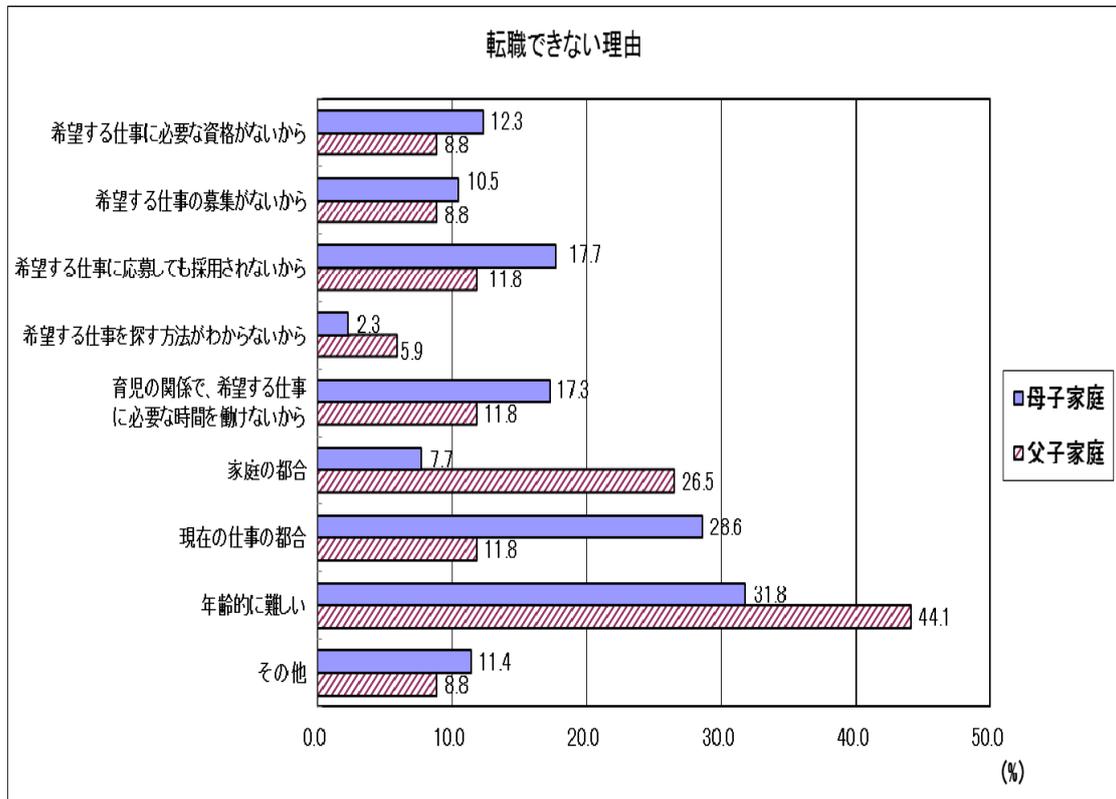
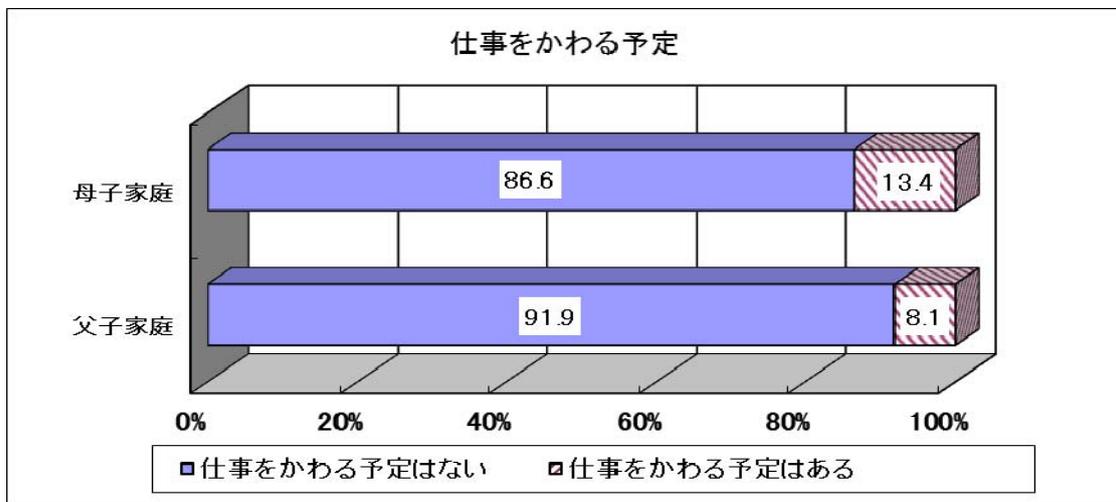
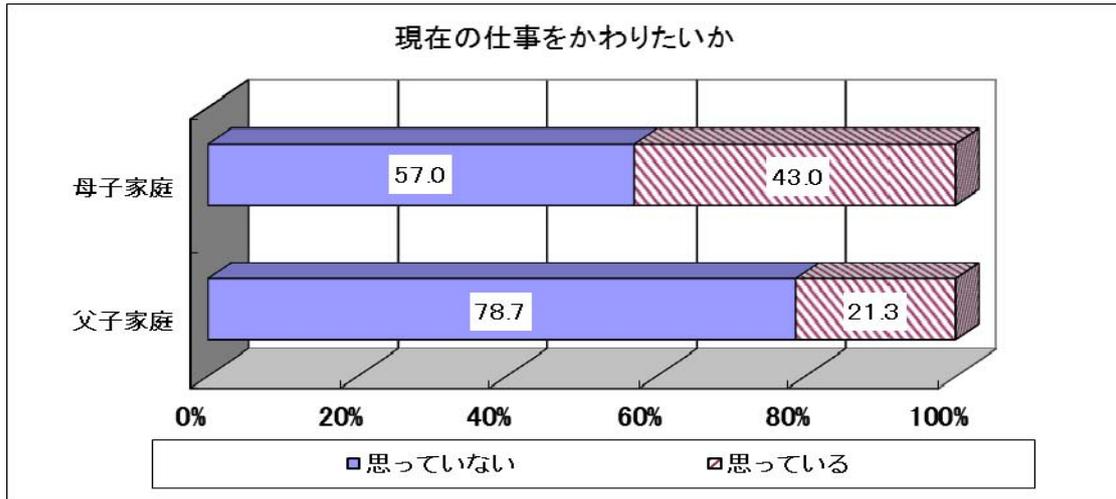
### (3) 現在の仕事に就いた経緯

仕事に就いた経緯については、母子家庭では「求人サイトや情報誌で見つけた」が25.4%で前回調査（19.2%）から増加しているのに対し、「新聞、チラシ等で見つけた」は15.7%で前回調査（22.4%）より減少しています。また、「ジョイナス、ナゴヤの紹介」は2.0%と、前回調査（0.4%）よりは増加していますが、あまり高くはありません。



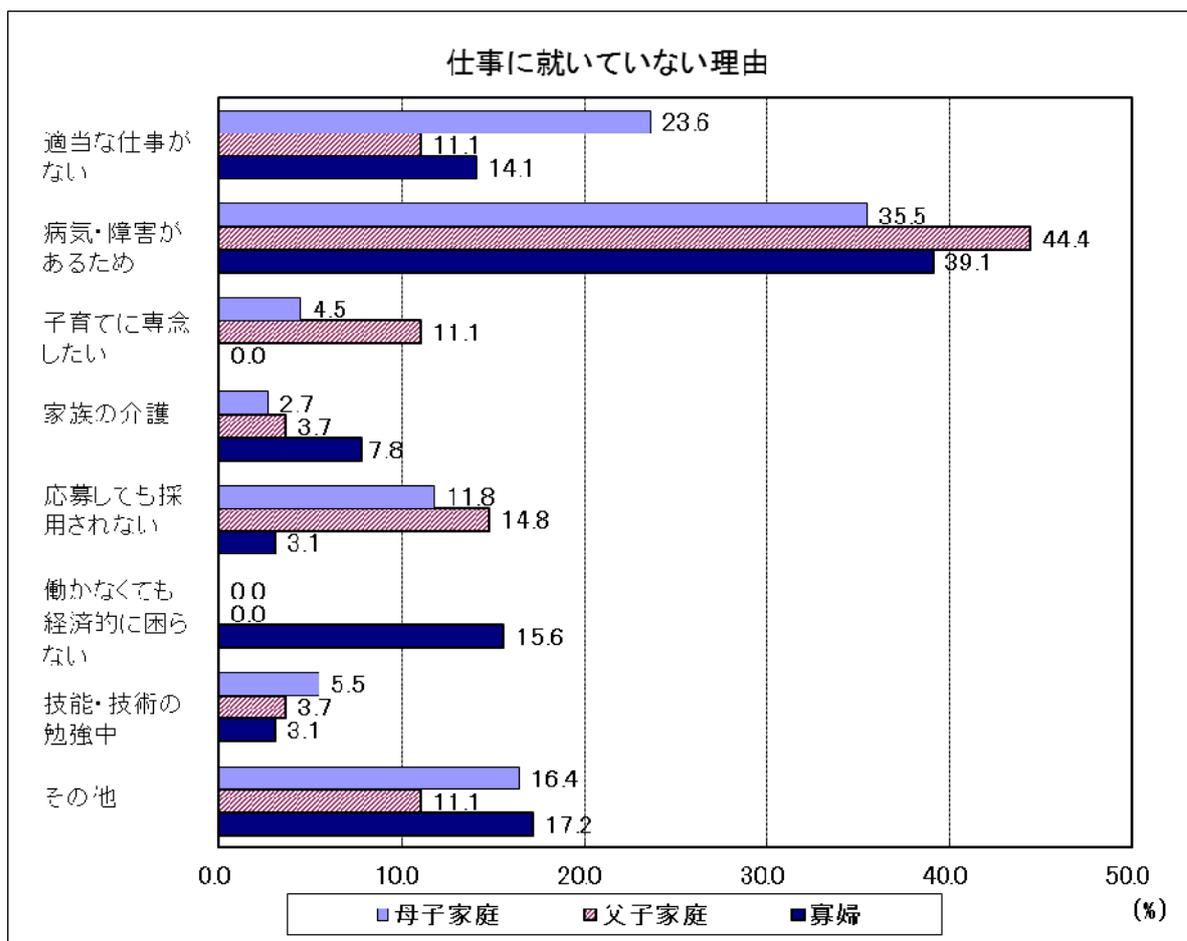
### (4) 転職の希望

現在の仕事をかわりたいと思っている方は、母子家庭で43.0%、父子家庭で21.3%となっていますが、その理由として共通しているのは、「収入が少ないため」で、母子家庭では55.6%、父子家庭では36.1%となっています。しかし実際に転職の予定がある方は、母子家庭で13.4%、父子家庭で8.1%と極めて少なくなっています。転職の予定がない方に転職できない理由を尋ねたところ、「年齢的に難しい」が母子家庭（31.8%）、父子家庭（44.1%）ともに最も高くなっていますが、母子家庭では次いで「現在の仕事の都合」(28.6%)、「希望する仕事に応募しても採用されないから」(17.7%)、「育児の関係で、希望する仕事に必要な時間を働けないから」(17.3%)、「希望する仕事に必要な資格がないから」(12.3%)の順になっています。



(5) 仕事に就いていない理由

現在、仕事に就いていない方は母子家庭で 15.7%、父子家庭で 14.1%、寡婦で 25.1%であり、最も多い理由としては、いずれも「病気・障害があるため」となっていますが、「適当な仕事がない」、「応募しても採用されない」なども多くなっています。



### 3 収入の状況

母子家庭の年間総収入は、「100万円～200万円未満」が29.9%、「200万円～300万円未満」(29.8%)、「300万円～400万円未満」(14.2%)の順となっています。

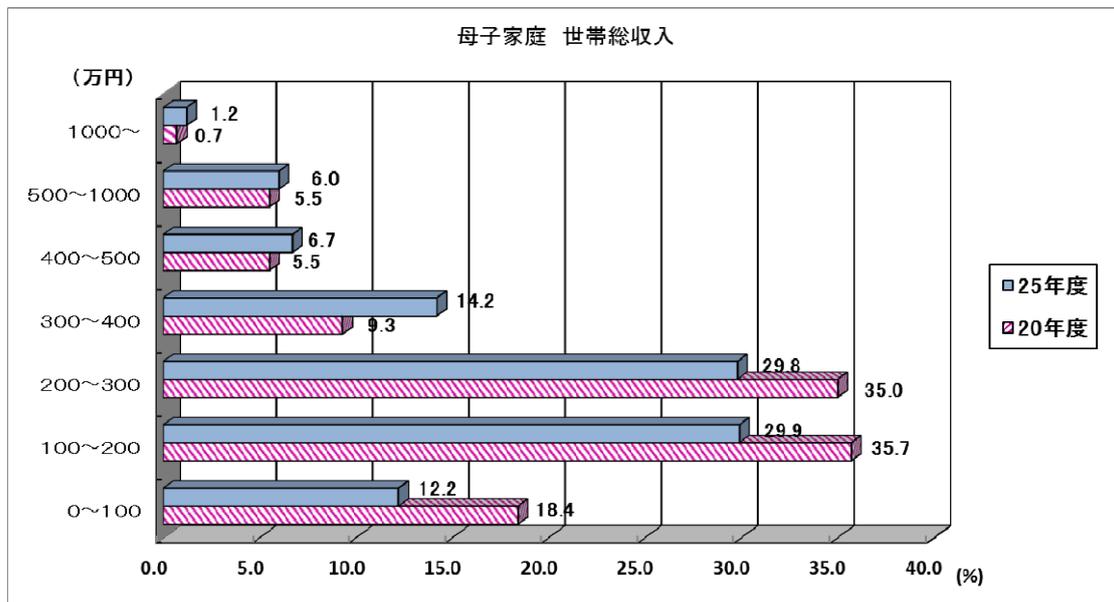
「0万円～100万円未満」は前回調査の18.4%から今回調査では12.2%と6.2ポイント、「100万円～200万円未満」は前回調査の35.7%から今回調査では29.9%と5.8ポイント減少しています。

母子世帯では300万円未満が全体の約7割(71.9%)を占めており、父子世帯(30.3%)、寡婦世帯(41.1%)と比べて、収入の低い世帯の割合が多くなっています。

母子家庭の世帯の年間総収入の平均は249.1万円となり、前回調査とくらべると21.8万円増加していますが、全世帯の平均年収537.2万円(平成25年国民生活基礎調査による)と比較すると5割弱の年収となっており、81.2%が、家計が「苦しい」又は「やや苦しい」と回答しています。平成25年国民生活基礎調査でも、「大変苦しい」又は「やや苦しい」と答えている方の割合は、全世帯では59.9%となっているのに対して、母子家庭では84.8%となっています。

なお、国民生活基礎調査では相対的貧困率についても報告されていますが、子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は、大人が二人以上の世帯では12.4%となっているのに対し、大人が一人の世帯では54.6%に跳ね上がっています。

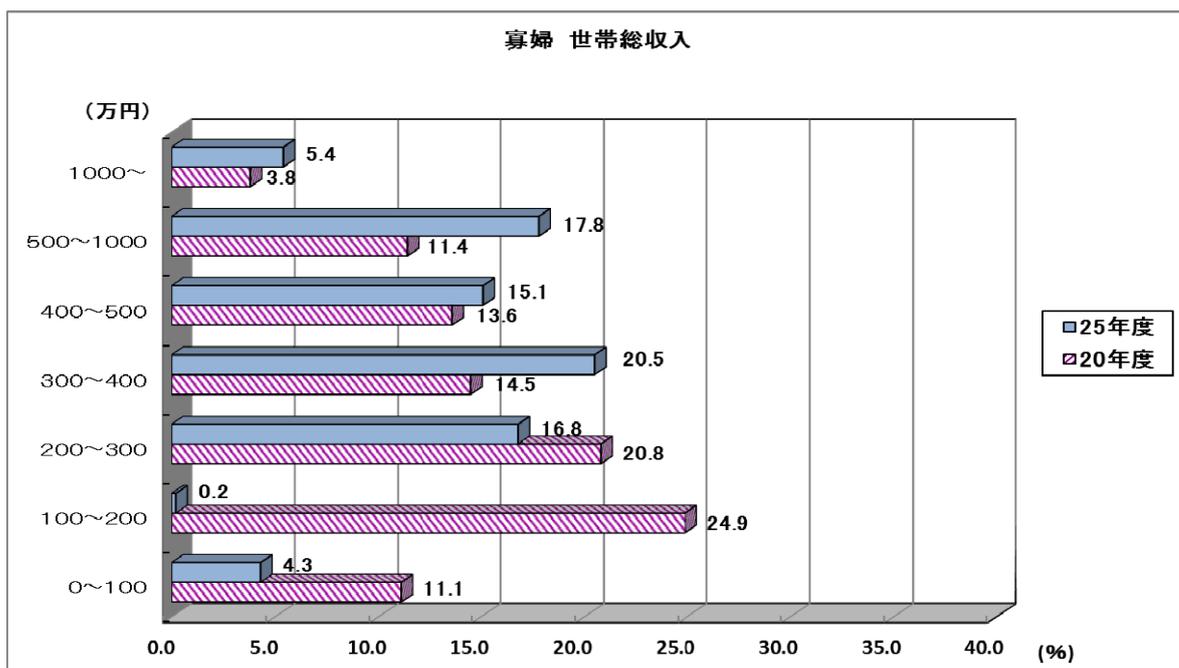
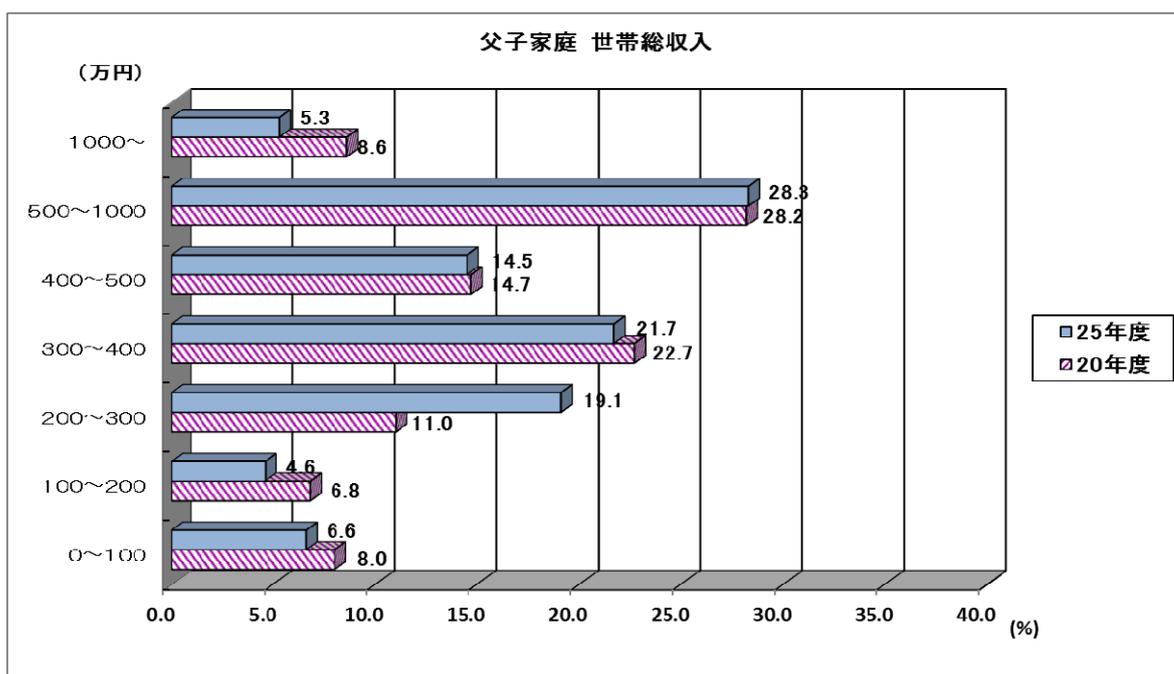
また、収入の内訳では、母子家庭の母親の就労収入の平均は154万円と前回調査より30万円近く減っています。これは正規雇用が減ってパート、アルバイトなど非正規雇用が増えていることによるものと考えられますが、実際に就労収入の平均額を比較してみると、正規雇用は233万円で、パート・アルバイトは118万円と大きな差が生じており、この差はそのまま世帯の総収入の差となっています(正規雇用315万円、パート・アルバイト201万円)。

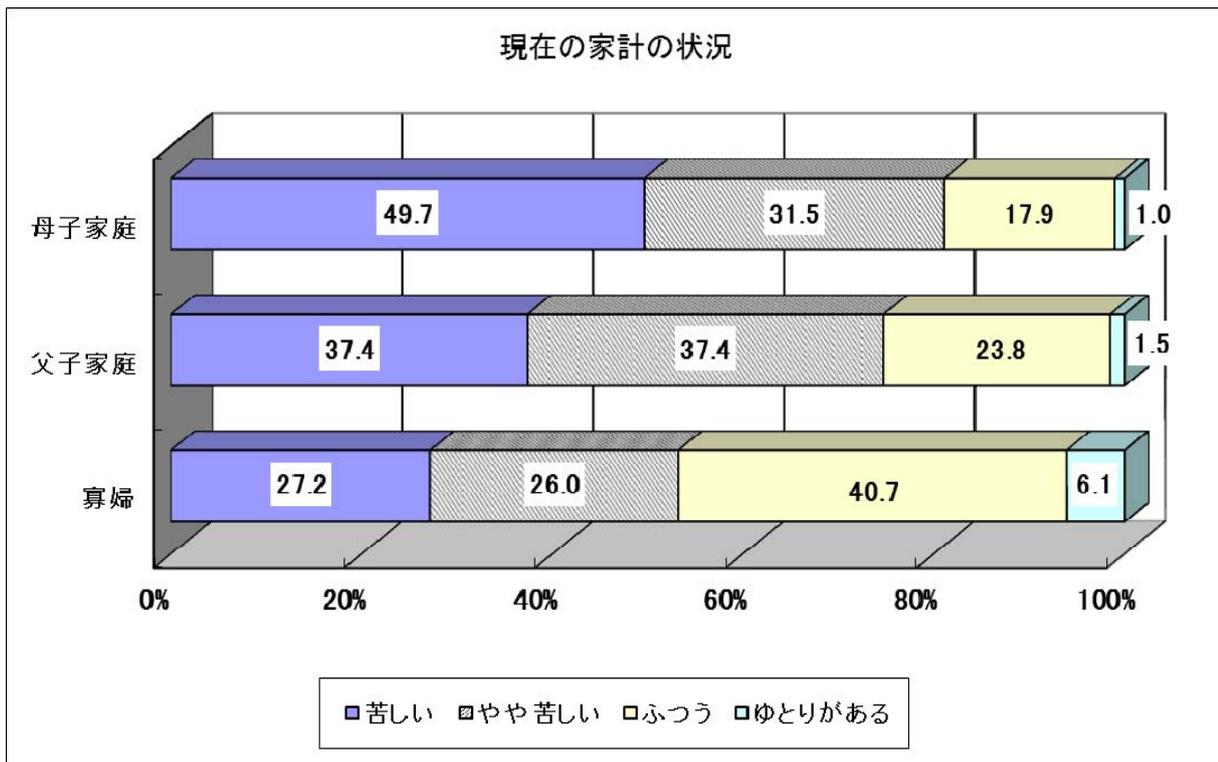


父子家庭の平均年収は 445.9 万円と、母子家庭と比べると高い水準になって  
いますが、前回調査と比較すると 36.2 万円減少しており、74.8%の方が、家計  
が「苦しい」又は「やや苦しい」と回答しています。

収入分布を見ると、前回調査に比べ 200 万円未満の世帯が減り、特に 200 万  
円から 300 万円の層が大きく増加しています。

寡婦においては、平均年収は 398.1 万円で、前回調査と比較すると 69.0 万  
円増加していますが、53.2%が、家計が「苦しい」又は「やや苦しい」と回答し  
ています。

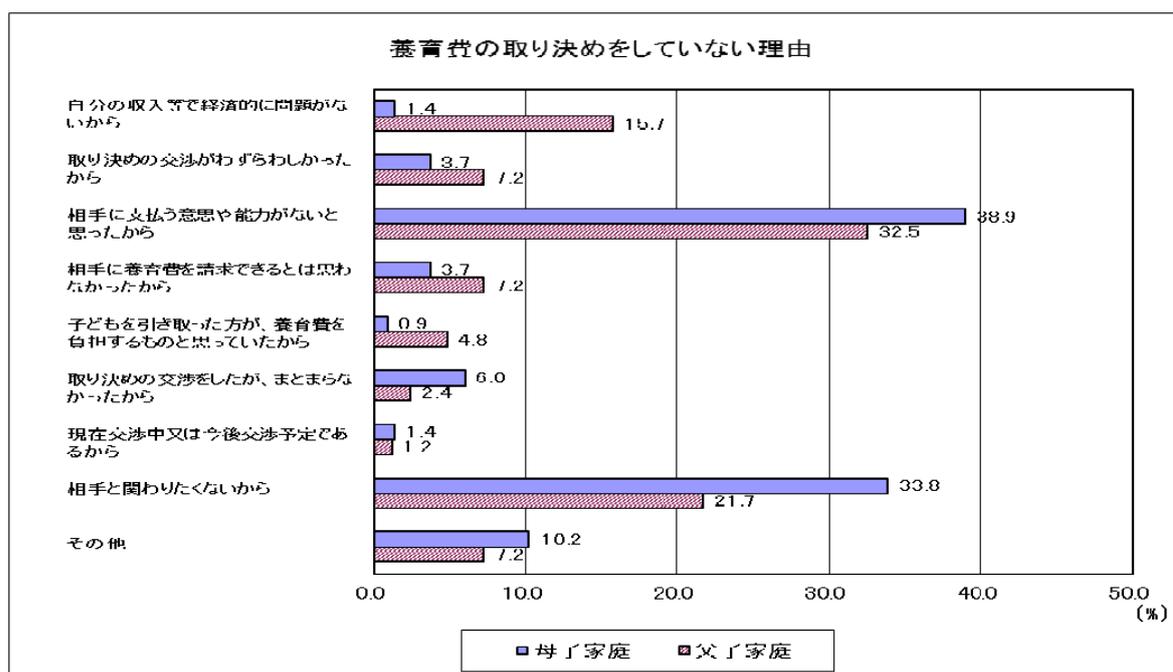
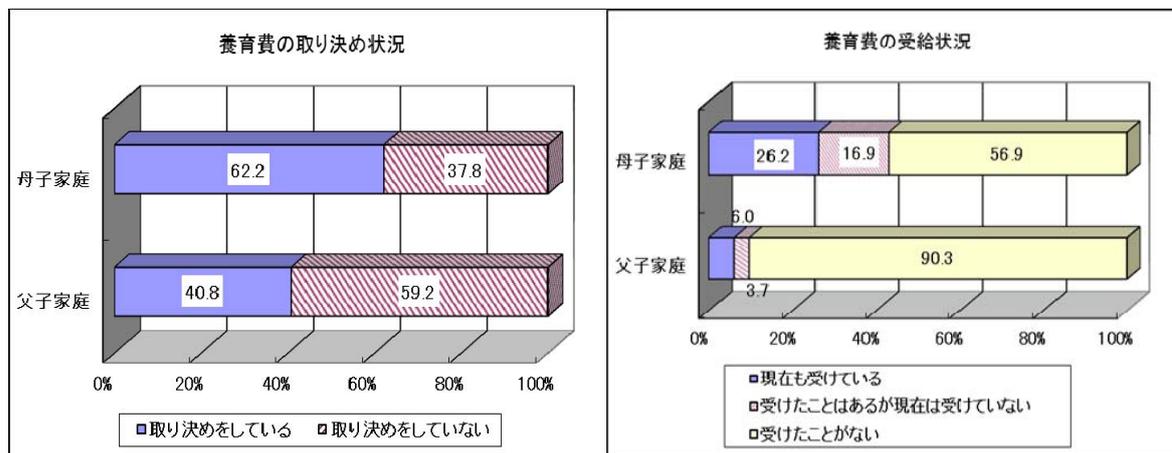




## 4 養育費の状況

離婚時に養育費について取り決めをしている方は、母子家庭では 62.2%、父子家庭では 40.8%と前回調査よりいずれも高くなっています。平成 23 年の国の調査と比べてもいずれも 20%以上高くなっています。取り決めをしていない理由としては、「相手に支払う意思や能力がないと思ったから」が、母子で 38.9%、父子で 32.5%、「相手と関わりたくないから」が、母子で 33.8%、父子で 21.7%と高い割合となっています。実際に養育費を受け取っている割合は前回と比べ少し高くなっているものの、依然低い状態にあり、母子家庭で 26.2%、父子家庭では 6.0%となっています。

養育費の取り決めをしている場合でも、お互いの協議で取り決めたものの文書や記録がない場合は、公正証書を作成した場合や、家庭裁判所の調停・審判により取り決めた場合などと比較すると、実際には受け取っていない割合が高く（母子 47.9%、父子 83.8%）なっています。



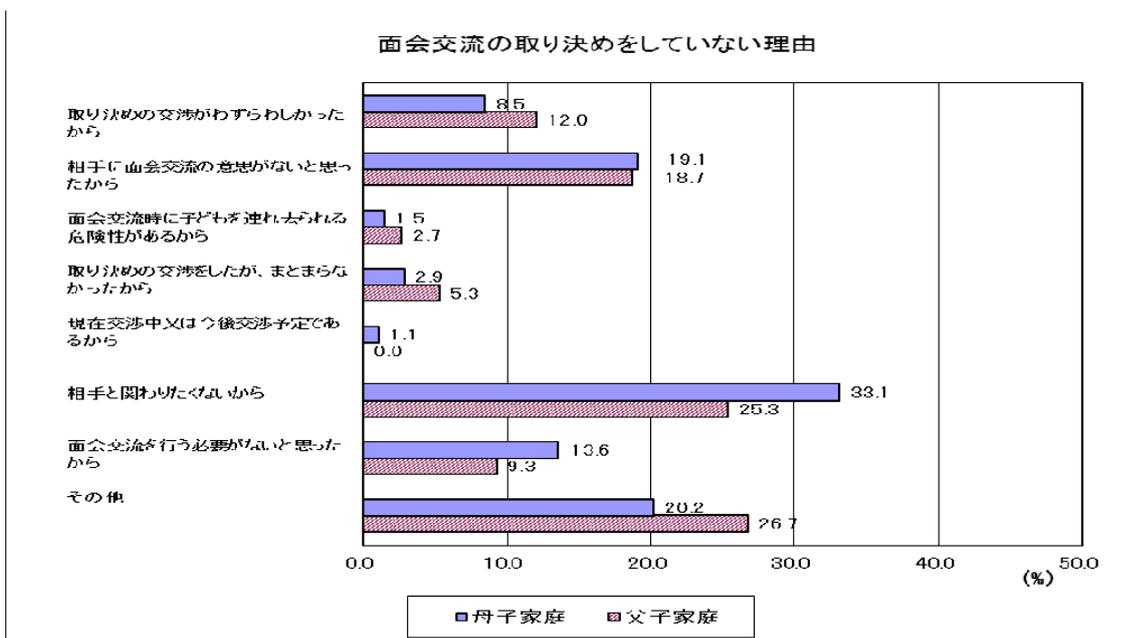
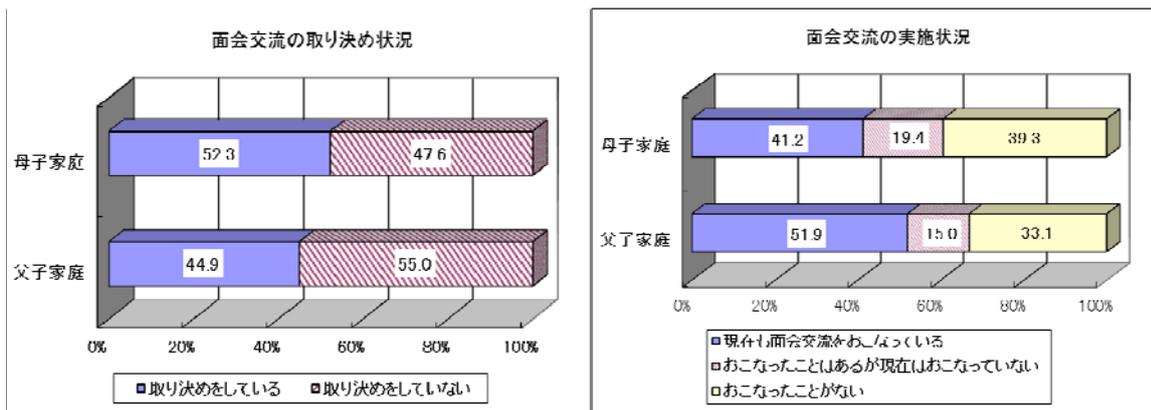
## 5 面会交流の状況

面会交流の取り決めをしている方は、母子家庭では52.3%となっています。また、取り決めをしていない理由として、「相手と関わりたくないから」が33.1%、「相手に面会交流の意思がないと思ったから」が19.1%と高い割合となっています。

父子家庭においては、取り決めをしている方は、44.9%となっています。また、取り決めをしていない理由としては、母子家庭と同様に、「相手と関わりたくないから」が25.3%、「相手に面会交流の意思がないと思ったから」が18.7%と高い割合となっています。

また、面会交流の実施状況は、「現在も面会交流をおこなっている」方が父子家庭の51.9%に対し、母子家庭では41.2%と低くなっています。

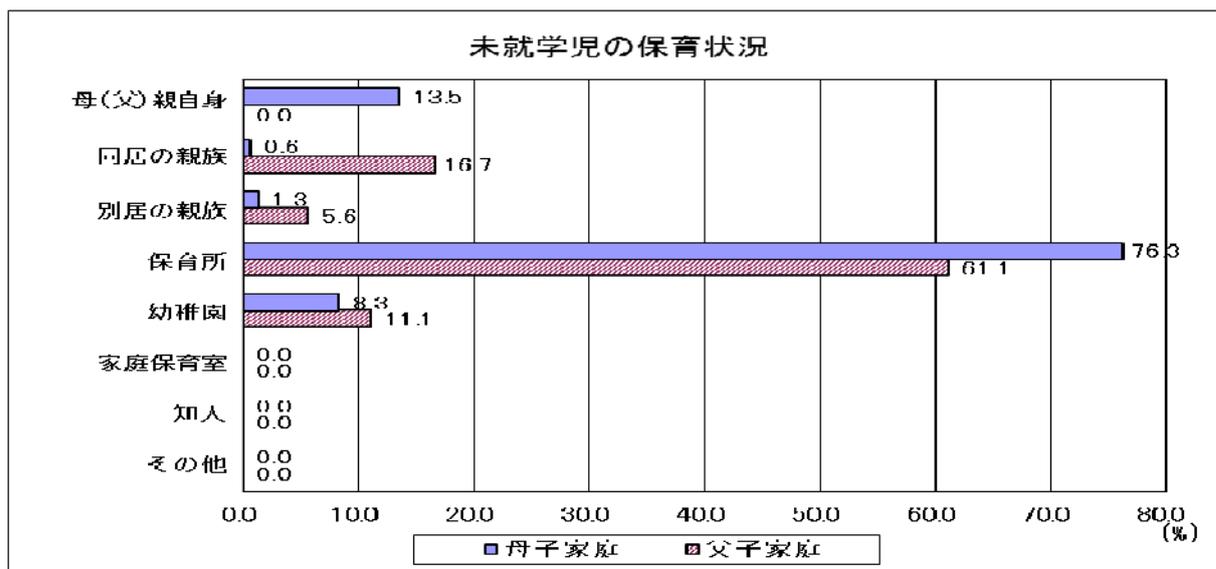
なお、養育費と面会交流との関係では、養育費の取り決めをしていない場合、面会交流についても取り決めをしていない割合が高く（母子81.6%、父子78.3%）なっています。また、養育費を現在も受け取っている場合は、面会交流が続いている割合が高く（母子69.1%、父子75.0%）なっています。



## 6 子どもの状況

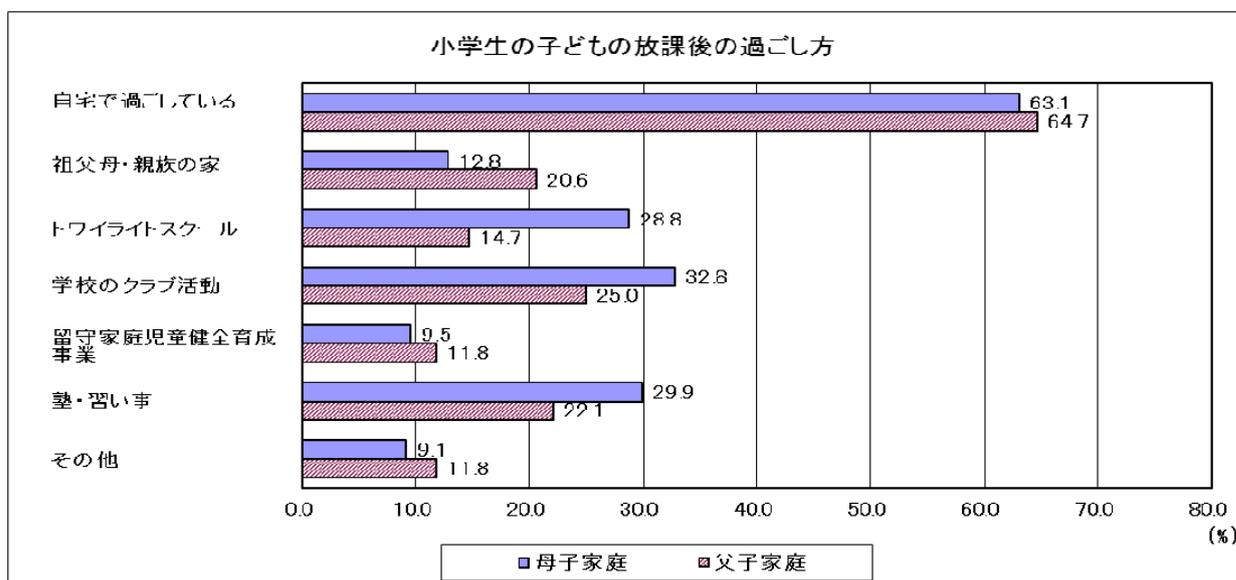
### (1) 保育・放課後の状況

就学前の子どもがいる家庭では、母子家庭、父子家庭ともにその多くが保育所を利用してはいますが、母子家庭の13.5%は母親自身で保育していると回答しています。



小学生の子ども放課後の過ごし方は、自宅で過ごしていることが最も多く、母子家庭では63.1%、父子家庭では64.7%となっています。

また、塾や習い事で過ごしている子どもの割合は母子家庭で29.9%、父子家庭で22.1%となっており、平成25年度に実施した「子ども・子育て家庭意識・生活実態調査」での調査結果（小学生の69.7%が習い事で過ごしている）と比較すると、非常に少ない状況にあることが分かります。



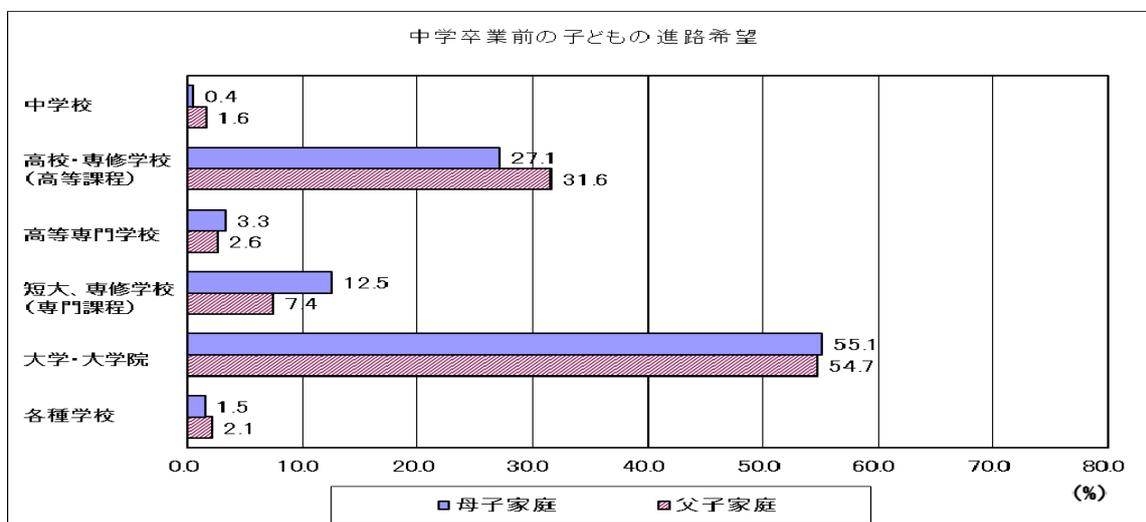
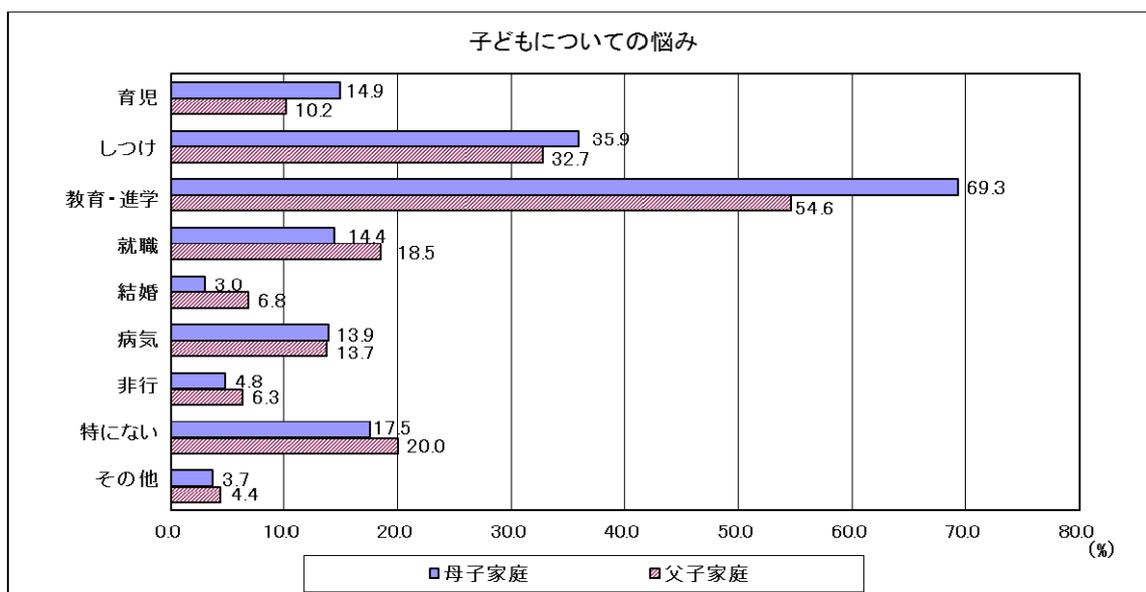
## (2) 修学状況

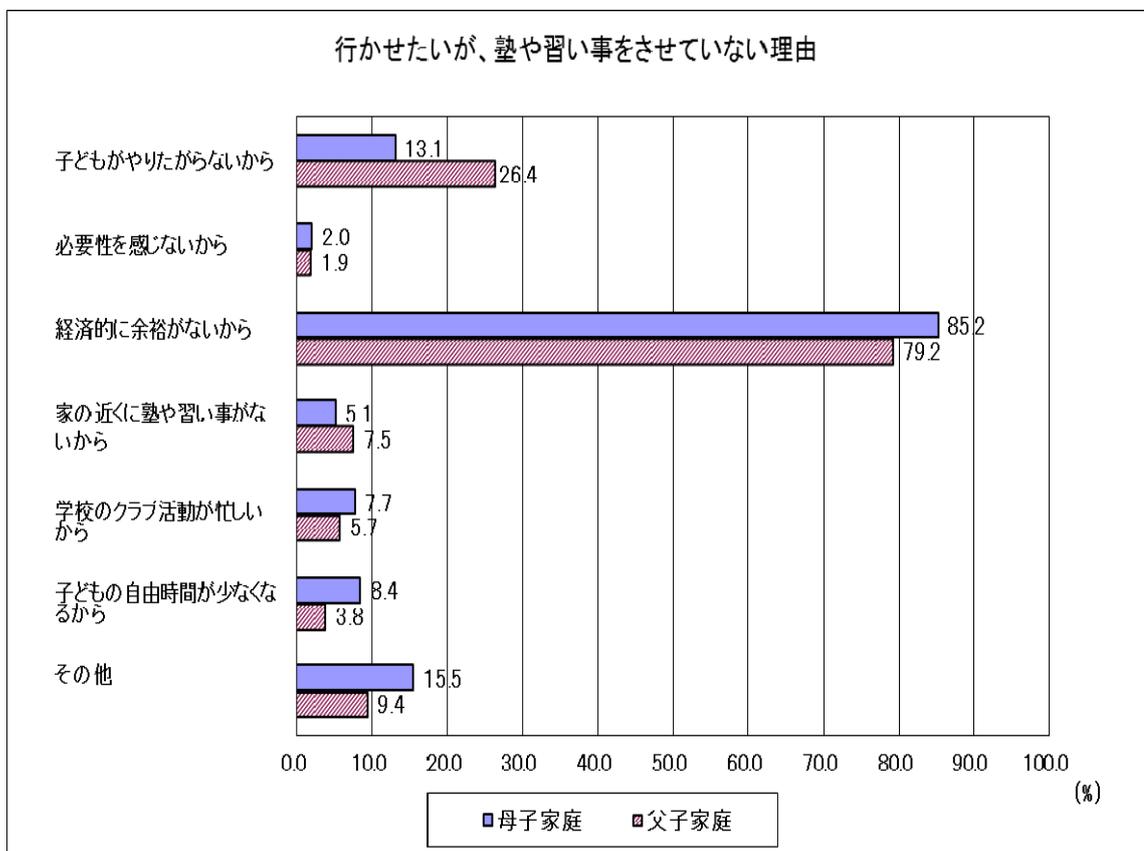
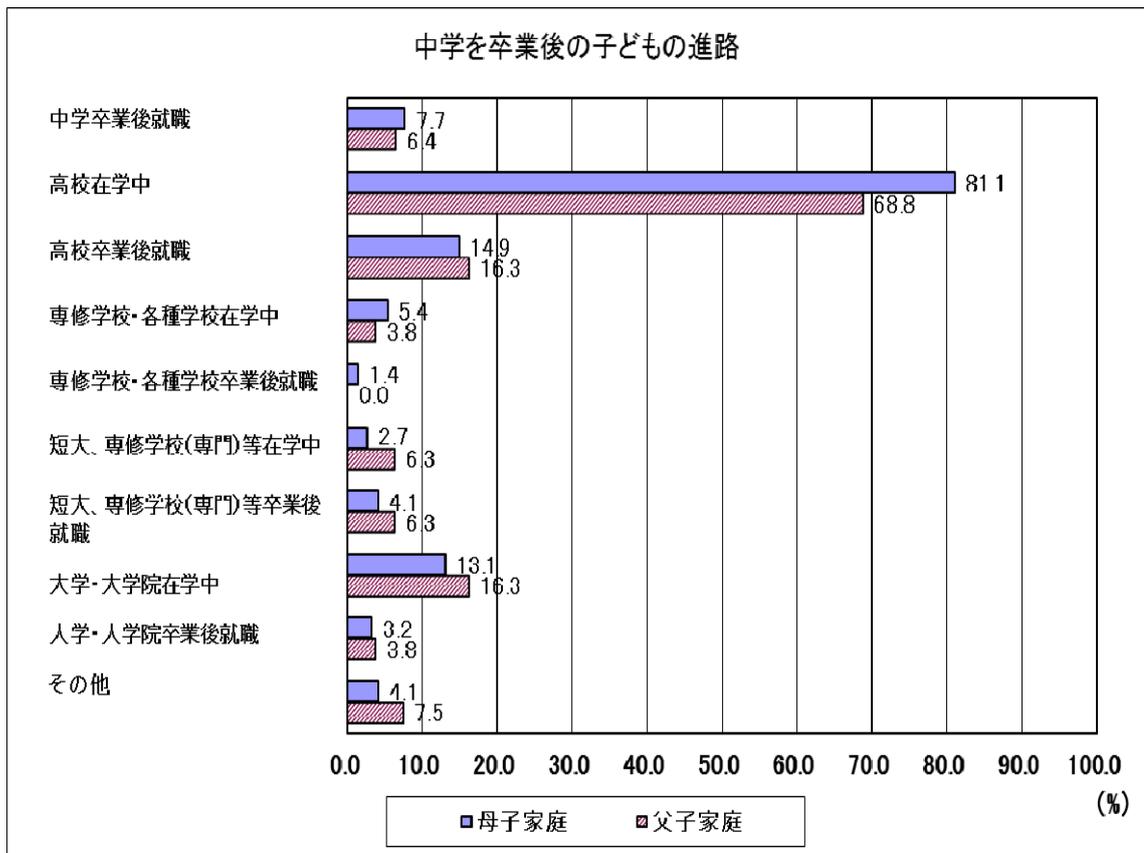
ひとり親家庭の悩みの中でも上位にあるのが子どものことで、母子家庭、父子家庭ともに約7割の方が「子どもについての悩み」があるとしています。悩みの内容としては、教育・進学に関することが最も多く、母子家庭では69.3%、父子家庭では54.6%となっています。

子どもの進学の希望は、母子家庭、父子家庭ともに「大学・大学院」が5割を超えており、次いで「高校・専修学校（高等課程）」が3割ほどとなっています。

実際の修学状況を中学卒業後の子どもの進路で見ると、中学卒業後に就職している子どもの割合は、母子家庭が7.7%、父子家庭が6.4%と、前回調査（母子6.5%、父子4.6%）と比べ高くなっています。

子どもを学習塾・進学塾に通わせている割合は、母子家庭で33.9%、父子家庭で32.1%となっている一方で、通わせたいが通わせていない世帯の割合は、母子家庭で33.2%、父子家庭で32.1%となっています。また、塾や習い事をさせていない理由としては、母子家庭の85.2%、父子家庭の79.2%が、経済的に余裕がないからとなっています。



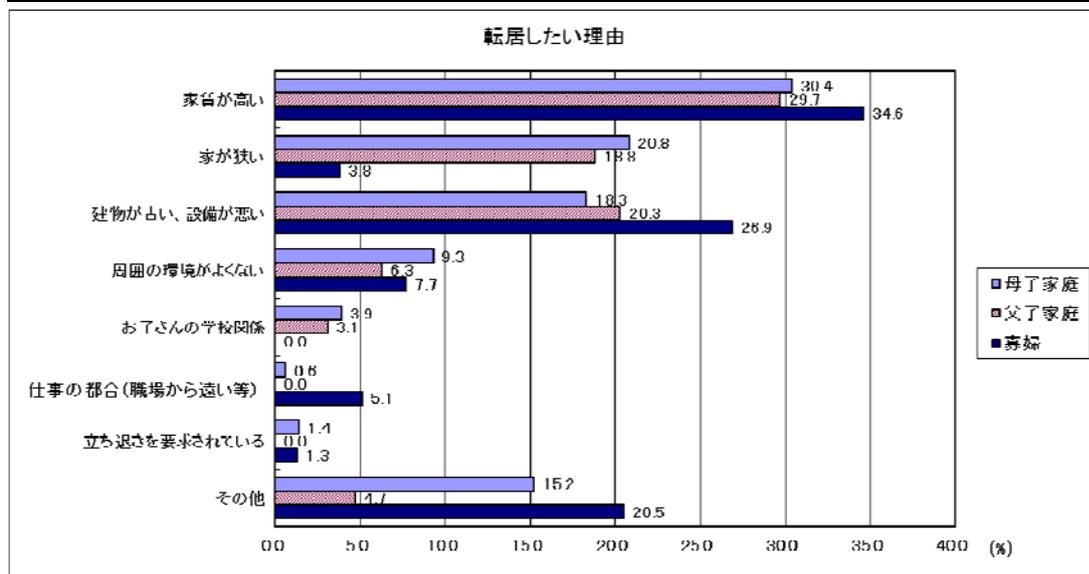
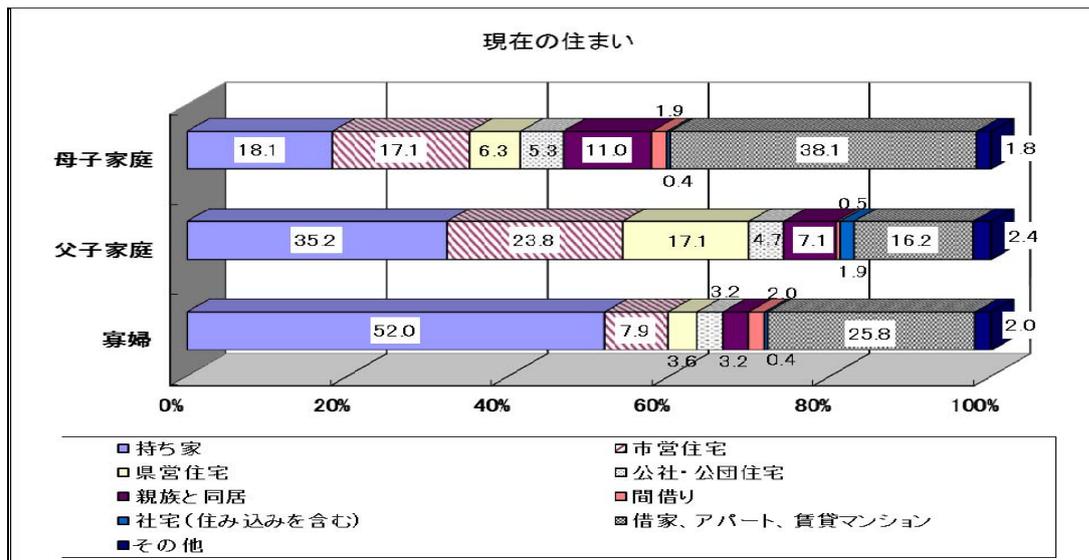


## 7 生活の状況

### (1) 現在の住居の状況、転居の希望

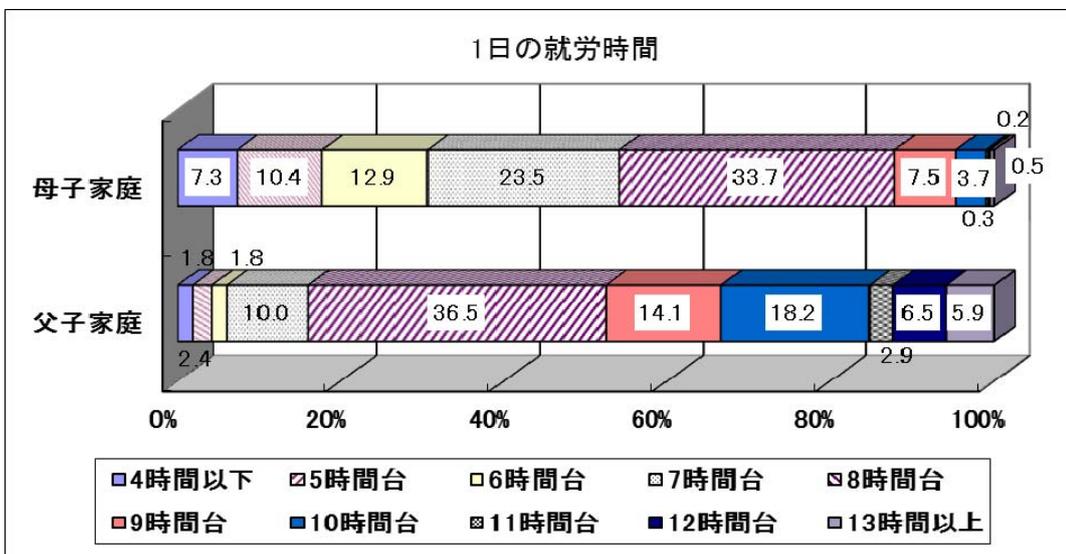
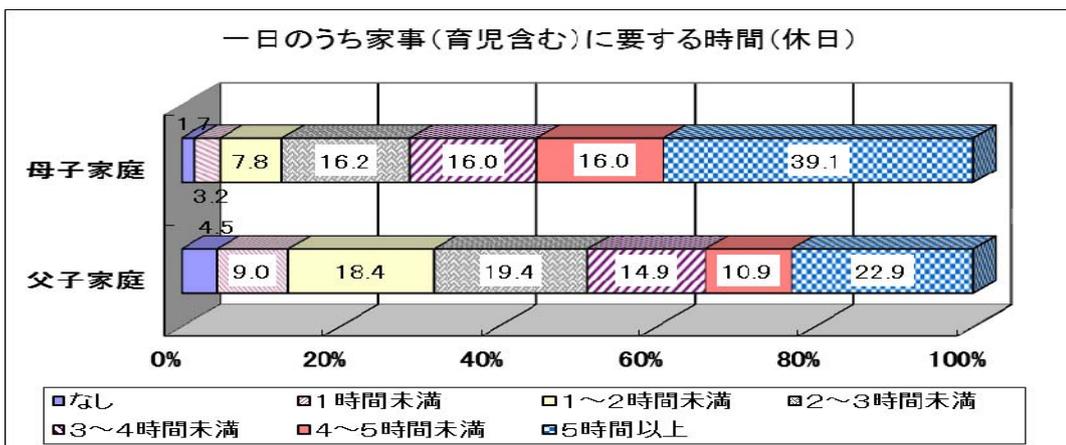
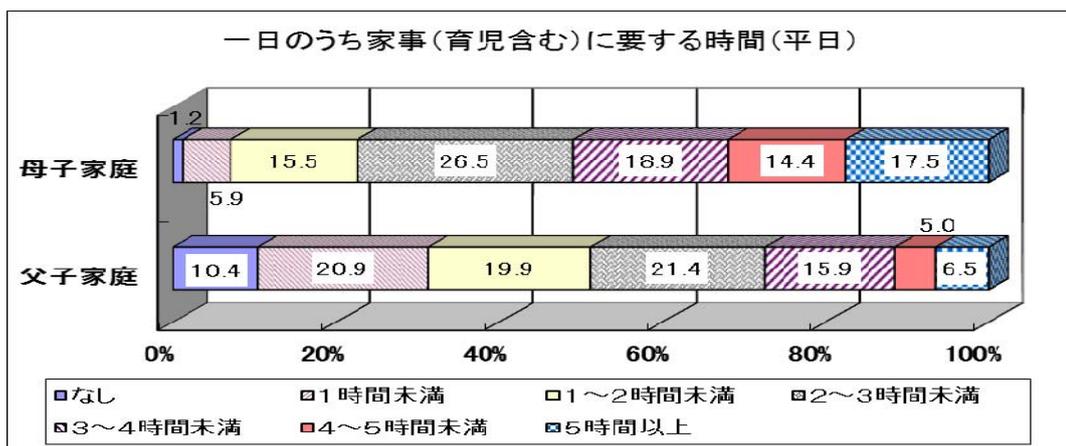
民間アパート等の借家に居住している方の割合は、母子家庭 38.1%、父子家庭 16.2%、寡婦 25.8%と母子家庭で高く、持ち家に居住している方の割合は母子家庭 18.1%、父子家庭 35.2%、寡婦 52.0%と父子家庭、寡婦で高くなっています。母子家庭では、「親族と同居」も多くなっていますが、年代が高くなるにつれて少なくなっています。逆に、持ち家の割合は年代が高くなるにつれて多くなっています。収入階層別に比較すると、収入の高い層では持ち家の割合が高く、少ない層では市営住宅、民間アパート等の割合が高くなっています。

住まいを転居したいと考えている割合は、母子家庭で 48.6%、父子家庭で 30.9%となっています。転居したい理由としては、母子家庭、父子家庭とも第一に「家賃が高い」があげられ、次いで「家が狭い」、「建物が古い、設備が悪い」などがあがっています。



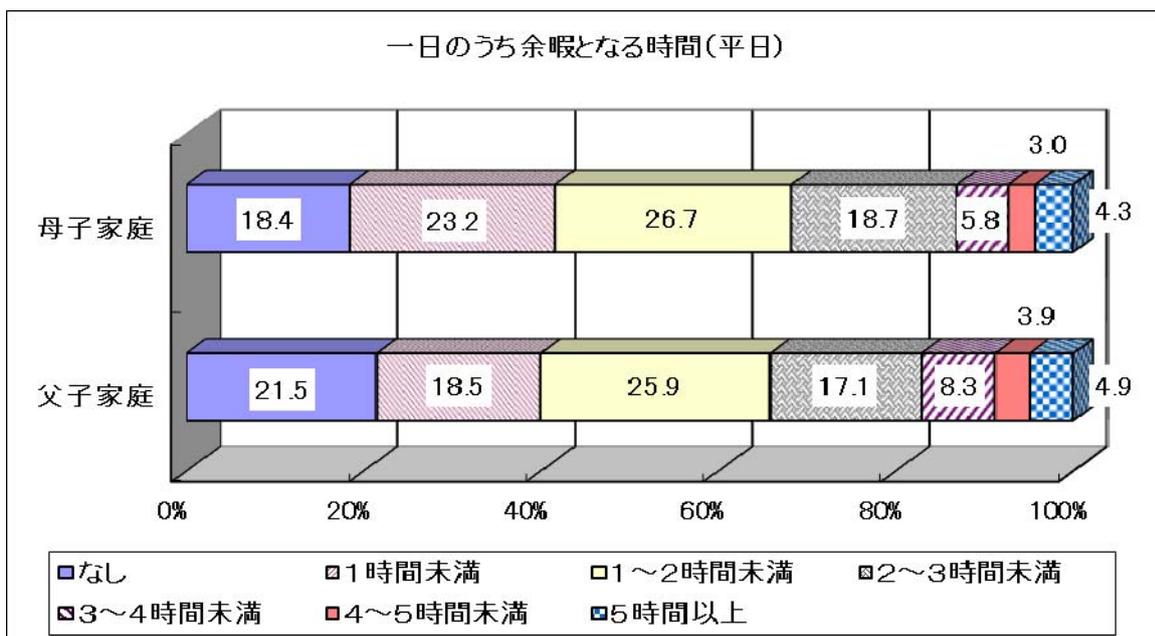
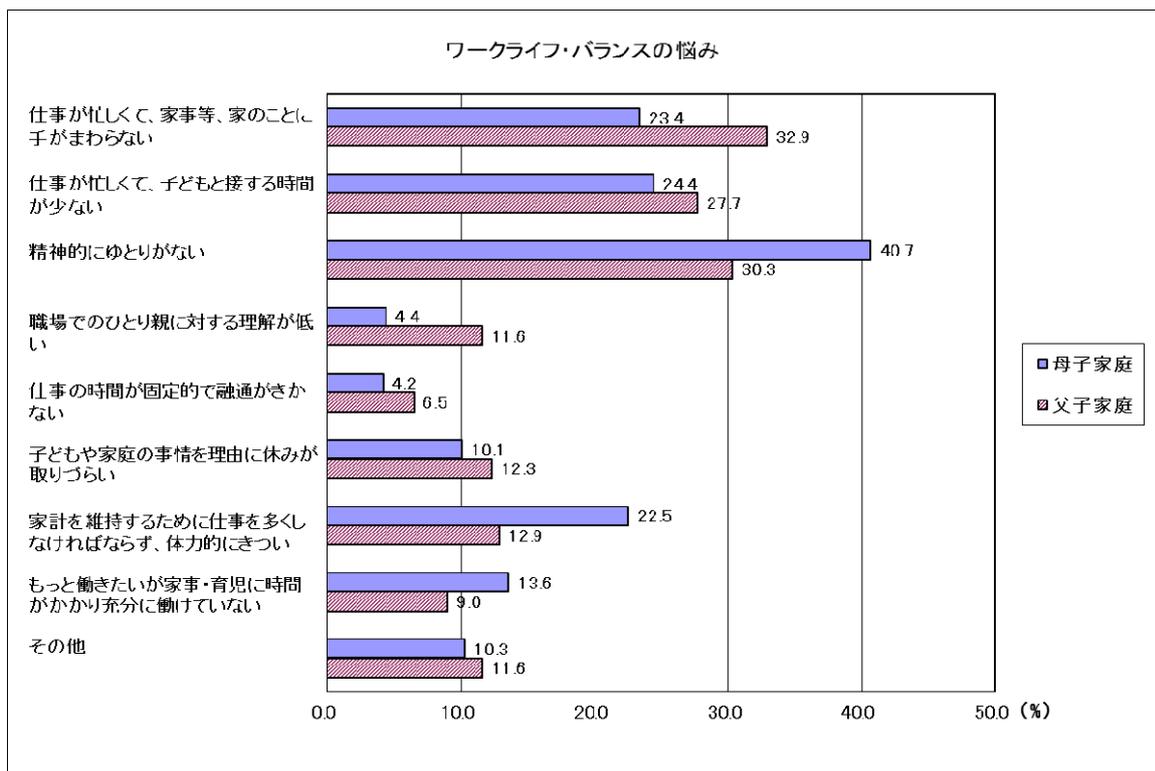
(2) ワークライフ・バランスについて

平日、家事や育児にかかる時間が「1時間未満」である母子家庭は7.1%ですが、父子家庭では31.3%となっています。これは、一日当たりの勤務時間が母子家庭では、8時間台までが87.8%、父子家庭では、8時間台までが52.5%と勤務時間に差があることの影響があるものと考えられます。また、休日になると、母子家庭、父子家庭ともに家事や育児にかかる時間「5時間以上」が最も多くなっています。



ワークライフ・バランスで悩んでいることについて、母子家庭、父子家庭ともに、「仕事が忙しくて、家事等、家のことに手がまわらない」「仕事が忙しくて、子どもと接する時間が少ない」「精神的にゆとりがない」が高くなっています。

自分自身のために使える余暇の時間は、母子家庭、父子家庭とも、平日は2時間未満が7割弱（母子68.3%、父子65.9%）となっており、「なし」としている方も約2割となっています（母子18.4%、父子21.5%）。



## 8 まとめ ～現状から見える課題～

### ① ひとり親家庭世帯数と施策利用の現状から

本市におけるひとり親家庭等の世帯数（推計）は、5年前に比べ、父子家庭及び寡婦は減少していますが、母子家庭は増加しています。離婚率そのものは引き続き減少傾向にあります。母子家庭においては、未婚の母が増える傾向にあり、特に10代、20代前半で未婚母子の占める割合が多くなっています。

公的制度の利用・受給状況については、経済的支援など100%近く利用・受給されている制度もありますが、制度自体があまり認知されていない事業もあり、特に父子家庭では、全体的に事業の利用・認知状況は低くなっています。

一方、実態調査の結果（以下「調査結果」と言います。）では、悩みの相談相手がない方の割合も高くなっており、本市の施策に期待することは、「相談事業の充実」が最も高くなっています。

こうした調査結果から、行政の情報や支援が届きにくい若い未婚の母や父子家庭の父など、ひとり親家庭の方が気軽に相談でき、相談しやすい窓口を整えるとともに、行政の施策を含め広く社会資源を活用できるように、積極的な情報提供に努める必要があります。

### ② 就業及び生計の状況から

母子家庭の母の就業率は8割を超えています。子育て家庭全体の母親の就業率と比較すると、母子家庭の母親が生活のために働き手となっている現状が分かります。

しかし、平成25年の国民生活基礎調査では日本のひとり親世帯の相対的貧困率は54.6%となっており、働いていても貧困状態にあるという日本の母子家庭の特殊な状況が浮かび上がっています。

本市の今回の調査結果からも母子家庭の世帯の平均年収は約250万円と前回調査とくらべれば増加していますが、全世帯の平均年収の45.4%に過ぎず、約8割が、家計が「苦しい」又は「やや苦しい」と回答しています。

一方、父子家庭の平均年収は母子家庭と比べると高い水準になっていますが、前回調査より減少しており、やはり7割を超える方が、家計が「苦しい」又は「やや苦しい」と回答しています。

この背景の一つには、雇用形態の問題があります。調査結果では、雇用されて

いる方のうち正規雇用の割合は母子家庭、父子家庭、寡婦いずれも減少しており、特に母子家庭の母では3人に1人程度になっています。

就労収入を比較すると、正規雇用とパート・アルバイトでは年収で100万円以上の差が生じています。

こうした状況を改善するためには、正規雇用など、より安定的な収入が得られる就労を目指す必要があります。

しかし、低学歴や技能・経験の不足など、就業を困難にするさまざまな要因が重なる母子家庭の母が、即時の正規雇用や高収入を期待することは難しい状況にあります。実際、調査結果では、母子家庭で約4割の方が仕事をかわりたいと思っており、その理由としては「収入が少ないため」が5割を超えています。実際に転職の予定がある方は1割程度で、転職できない理由には「育児の関係で、希望する仕事に必要な時間を働けない」や「希望する仕事に必要な資格がないから」といった理由も多くなっています。

こうした現状を踏まえ、今後の支援のあり方として求められることは、一つには、安定した仕事に就くために必要な資格や技能の習得を支援することです。

現在行っている各種の就業支援講習会、セミナーや高等技能訓練促進費の給付などを引き続き実施するとともに、安定的な就業に結びつきやすい、社会的なニーズに即した講習会の開催や、ひとり親家庭の方が受講しやすい環境を整えることなどが求められます。また就職を困難にしている低学歴の問題を解消するため、学歴を確保するための支援も有効だと考えられます。

一方で、母子家庭になって間がないなど様々な理由により就業意欲が持てない方に対しては就業意欲向上のための啓発や指導を、職業経験がない方、あるいはすぐにでも働きたいという求職中の方に対しては、まずは働き始めることができるための支援を、育児との兼合いで就業時間の確保が困難になっている方に対しては、保育所等の優先利用や多様な保育サービスを用意することなど、一人ひとりの状況（家庭状況、資格、経験など）や子どもの成長に合わせて、段階的な支援を総合的に行っていくことも大切です。

また、勤務時間が長くて育児の時間が取れないことや、家庭の事情で休みを取りづらいことなど、一人で子どもを育てなければならない、ひとり親家庭の悩みや状況について、引き続き事業主等の理解を求めていくことも重要です。

このように、ひとり親家庭の経済的な自立を図るための支援としては、まずは就業支援をさらに推進していくことが重要であると考えますが、病気などやむを得ない理由で働けない方や、就労収入だけでは不足する現実も踏まえ、手当の給付や子どもの修学のための資金を始めとした福祉資金の貸付など、経済的な支援も引き続き重要となっています。

また、ひとり親家庭、特に母子家庭において、養育費は親子の生活を支える重要な収入の一つとなっています。養育費の取り決めをしている方は、母子家庭では6割、父子家庭でも4割を超えており、いずれも国の調査と比べて2割以上高くなっています。

しかし、実際に養育費を受け取っている割合は前回調査より高くなっているものの、依然低い状態にあります。本市では養育費取得のための相談窓口を設置するとともに、第2期計画期間中には、司法書士による書類作成や同行支援を開始するなど積極的な支援を推進してきましたが、今後も離婚前からの相談を含め、早い段階からの相談につながるよう支援の周知を図るなど、養育費取得のための支援にも引き続き力を入れていく必要があります。

### ③ 生活上の悩みの状況から

本市の調査結果によれば、母子家庭、父子家庭ともに約7割の方が「子どもについての悩み」があるとしていますが、その内容としては、教育・進学に関することが最も多くなっています。

母子家庭、父子家庭ともに5割を超える方が、自分の子どもを「大学・大学院」まで進学させたいと考えている一方で、中学卒業後に就職している子どもの割合は、母子家庭、父子家庭ともに前回調査より高くなっています。

また、小学生の子ども放課後の過ごし方として、塾や習い事で過ごしている割合は母子家庭で約3割、父子家庭では約2割となっており、小学生の子どもがいる世帯全体では7割近くとなっているのと大きな開きがあります。

ひとり親家庭の親の3人に1人は、子どもを学習塾・進学塾に通わせたいが、通わせておらず、その理由として約8割の方が経済的に余裕がないことを挙げています。

第2期計画では、ひとり親家庭の子ども家庭での学習を補完するため、学習サポート事業に新たに取組むことを掲げ、平成26年度から4区の中学1年生を対象にモデル事業としてスタートしています。

平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく国の大綱では、重要施策の一つとして、貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進が挙げられており、ひとり親家庭の子どもへの学習支援も一層推進していくことが求められています。

また、学習だけでなく、居場所や気軽に相談できる相談相手なども確保していくことで、ひとり親家庭の子どもが自己肯定感を持ち自立していくことができるよう支援していく必要があります。

ひとり親家庭の母等は一人で家事と育児と仕事の3役をこなしていかなければなりません。第3期計画では、子ども自身の自立の支援に力を入れるとともに、親の負担感を軽減することが子どもの健やかな育成にもつながるという趣旨も含めて、保育サービスや放課後施策など子育て支援施策を推進していくことも、引き続き求められています。

父子家庭では「子どものこと」以外の悩みでは、「家事のこと」を挙げる方の割合が高くなっています。こうしたニーズに対応する施策として、本市では「ひとり親家庭等家事介護サービス事業」の実績が毎年増えていますが、さらに施策の周知などを進めていく必要があります。

寡婦については、本市の調査では、悩みとして「老後のこと」を挙げる方が半数以上となっています。平均収入はこの5年間で68万円増え、400万円近くとなっているものの、不安定な雇用や低い収入が、老後の生活保障となる年金に及ぼす影響も予想されるなど、寡婦の方が老後も安定した生活を送るためには、母子家庭の母であるときから将来を見据えたライフプランを立て、計画的な就業をしていくことが重要です。

#### ④ 国の法改正の動向から

第2期計画の実施期間内に、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成25年3月1日）」及び、「母子及び寡婦福祉法の一部改正（平成26年10月1日）」が施行され、父子世帯への支援の拡大が行われています。また、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成26年1月17日）」が施行され、ひとり親家庭の支援策も総合的な子どもの貧困対策の中で、位置づけられるようになっていきます。

このような国の動向を踏まえながら、第3期計画では父子家庭への支援の拡大や子どもの貧困対策としてのひとり親の就業支援、貧困の連鎖を防止するための子どもへの支援などが求められています。